



WIPO総会の前回会合以降の1年間は、 当機関が提供するサービスやプログラムに 対する加盟国の関心と関与が深まり、 当機関のグローバル知的財産(IP)制度を通じて、 職員が高いプロフェッショナル精神と取り組み 意欲を持って提供するサービスに対する 企業部門の需要が増大したことに支えられ、 機関全体にわたって著しい進捗が見られました。

財務状況



総収入は3億8,770万 スイスフラン

2016年末時点の 黒字額は3200万 スイスフラン

- 1. 当機関の財務状況は引き続き堅調で、2016~2017年の2年間の初年である2016年は極めて良好な結果を達成しました。2016年の全体的な財務成績は、グローバル知的財産(IP)制度への旺盛な需要が続いたこと(以下で詳しく説明)に加え、特にグローバルIP制度のサービスを提供するためのICTシステム、ICTシステムに関する管理、健全な経営慣行による生産性向上を受けて支出が抑制されたことから、3,200万スイスフランの黒字となりました。
- 2. 2016年の総収入は3億8,770万スイスフランでした。総収入への寄与度は以下の通りです。

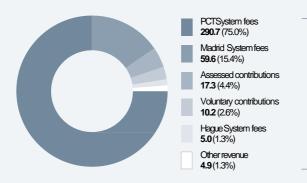
PCT制度	75%
マドリッド制度	15.4%
ハーグ制度	1.3%
分担金	4.4%
任意拠出金	2.6%
その他の収入	1.3%

2016年の総支出は3億5,570万スイスフランで、人件費が全体の63.1%を占めています。

- 3. 2016年12月31日現在の当機関の純資産額は、前年の2億7,910万スイスフランから3億1,130万スイスフランに増加しました。2016年に黒字を達成したことにより、流動純資産が増加し、2年間の支出に対する準備金の水準を22%から目標とする25%に引き上げることができました。
- 4. 外部監査人は当機関の2016年年次報告書に無限定意見を表明しています。
- 5. 現行の2年間の2年目となる2017年も9カ月が経過しました。依然として深刻な不透明感が漂う世界の金融情勢の中、先行きには常に慎重な見通しを立てることが妥当ですが、現段階では2016年に匹敵する業績と黒字の達成に向けて順調に進んでいます。
- 6. 今年は、加盟国の承認を得た新規の投資方針を実施する期間です。新規投資方針で想定される投資助言と保管サービスの基本概念が定められ、同方針に従い、2017年末までに必要に応じて流動資産の投資が行われます。

2016年収入のIPSAS別内訳

(単位:百万スイスフラン)



2016 total revenue: 387.7m Swiss francs

財務成果計算書

2016年12月31日に終了した9カ月間

(単位:千スイスフラン)

	Note	2016	2015
Revenue	24		
Assessed contributions		17,337	17,801
Voluntary contributions		10,176	10,255
Publications revenue		426	487
Investment revenue		21	1,500
Fees			
PCTSystem		290,719	275,392
Madrid System		59,580	67,925
HagueSystem		4,956	3,931
Lisbon System		25	17
Sub-total fees		355,280	347,265
Arbitration and mediation		1,641	1,508
Other/miscellaneous revenue		2,832	3,127
Total revenue		387,713	381,943
Expenses	25		
Personnel expenditure		224,353	216,266
Internships and WIPO fellowships		3,261	3,151
Travel, training and grants		15,810	17,394
Contractual services		74,398	72,090
Operating expenses		21,946	21,200
Supplies and materials		2,039	3,583
Furniture and equipment		172	827
Depreciation and amortization		11,424	11,055
Finance costs		2,310	3,107
Total expenses		355,713	348,673
Surplus/(deficit) for the year		32,000	33,270

純資産の推移、2013~2016年

(単位:百万スイスフラン)

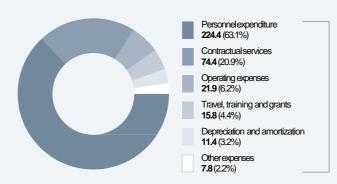


これは当機関にとって重要な移行ですが、ボラティリティと不透明性が依然として重大なリスクとなる状況の下で実施されます。投資の成果を正確に評価するためには、数年の期間が必要と思われます。

- 7. 2017年総会では、2018~2019年の次期2年間の計画・予算案について検討します。これについては計画・予算委員会の2回の会合で審議されました。当機関の見積もりでは、次期2年間における当機関の収入は初めて8億スイスフランの大台を超え、8億2,600万スイスフランに増加する見込みです。これは2016~2017年の承認済み予算の収入見積もりと比較して10.4%の増加となります。PCTによる収入が総収入の76.7%を占めると予想されます。
- 8. 次期2年間の総支出は、2016~2017年の承認済み予算との比較で2.7%の増加に抑えられています。PCTに基づく申請が13%増加し、収入が10.4%増加する見通しであることを考慮すると、支出の増加幅が抑制されたことは大きな成果であると考えています。さらに、支出のうち人件費は前期の承認済み予算の0.8%に制限され、その結果、将来の長期的なアフターサービス債務へのエクスポージャーも制限されます。連続した2年間の5期目となる当期、新設ポストの要請はありません。こうした施策の結果、ICTへの投資と柔軟なリソース取決めにより生産性の向上が実現し、総予算に占める人件費の割合は64.6%から62.4%へと低下しました。これも大きな成果であると思われます。
- 9. 2017年総会では、計画・予算委員会が検討してきた資本基本計画の承認も要請されます。同計画は、次期2年間に実施する主要プロジェクトの概略を定め、約2,500万スイスフランの予算が提案されています。プロジェクトは敷地、セーフティ、セキュリティ、ICTへの投資を網羅しています。当該プロジェクトの承認と実施は、WIPOとそのサービスを競争力のある最新の状態に維持し、コストを必然的に増大させる事後対応的な応急の是正の必要性を減らし、環境、セキュリティ、健康及びセーフティ上のリスクを除去・軽減するために必要な、時宜にかなった資本投資計画に不可欠です。

2016年費用のIPSAS別内訳

(単位:百万スイスフラン)



2016 total expenses: 355.7m Swiss francs

WIPOの信託基金

2016年の拠出金及び2017年の予想拠出金¹ (単位:千スイスフラン)

Fund-in-Trust (FIT)	Contributions 2016 ²	Estimated contributions 2017
Australia	1,302	553
China	328	300
Ibero-American Program for Industrial Property	57	60
France/IP	289	300
Japan		
Japan/Copyright	469	469
Japan/IP/Africa	1,600	1,600
Japan/IP	3,830	3,830
Sub-total, Japan	5,899	5,899
Mexico	99	-
		340
Portugal	64	-
Republic of Korea		
Republic of Korea (IP)	710	700
Republic of Korea (Copyright)	337	350
Republic of Korea (Education)	335	
Republic of Korea (BRIP)	126	125
Sub-total, Korea	1,507	1,515
Spain	165	170
United States of America/USPTO Creative Industries	98	-
United Nations Office for Partnerships (UNOP)UNFIP	49	-
TOTAL	9,856	8,797

The figures do not include interest and exchange rate adjustments. These funds generally provide for activities spanning a period of time exceeding or overlapping with a single biennium.
Excludes contributions for JPOs.

グローバルIP制度



AMCに付託された ドメイン名紛争は 3,036件

ハーグ制度に 基づく出願は 7年連続増加

マドリッド制度に 100カ国目の締 約国が加盟

PCT出願 300万件目を受理 10. 当機関のグローバルIP制度は、引き続きその地理的範囲を拡大し、需要が力強く 増大したことから、WIPOの財務実績と安定性を下支えしました。

特許協力条約(PCT)

11. PCT制度は引き続き、その適用範囲を拡大しています。1978年6月の創設以来39年間に出願された国際出願数は、初年の459件から2016年の23万3,000件以上へと着実に増加し(2017年の暫定数も力強い伸びを示しています)、1960年代にPCT制度を定めた創設者の極めて楽観的な予想をも大幅に上回っています。2017年3月にヨルダンがPCTに加盟し、現時点でのPCT締約国は152カ国となりました。

PCT加盟国



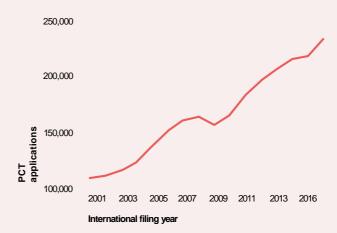
12. WIPOの特許協力条約(PCT)に基づく国際特許出願数は2016年に7.3%増加し、2011年以来、最大の伸びとなりました。PCTに基づく出願数は、同制度創設以来39年間に、世界金融危機のあおりを受けた2009年を除く38年間にわたって増加しています。2016年のPCTに基づく出願総数のうち、アジアの締約国による出願が47.4%を占めました。これは欧州(25.6%)と北米(25.3%)を合わせた数字を若干下回る水準です。現在の傾向が続いた場合、アジアは今後2年以内にPCT出願総数の半分を占めるようになると見られます。国別では、中国が2015年比ほぼ45%増と著しい増加となりました。全体的には、米国が最大の出願国であり、次に日本、中国、ドイツ、韓国と続いています。

PCTに関する主なデータ、2016年

Number	(Trend) ¹	Description
618,500	(+3.8%)	PCT national phase entries ²
233,000	(+7.3%)	PCT applications filed
50,838	(+4.5%)	Applicants ³
125	(-7)	Countries in which PCT applications
		were filed
57%	(-0.1 pp)	Share of PCT national phase entries
		in worldwide non-resident filings
30.5%	(+0.9 pp)	Share of PCT applications with
		women inventors

- 1. Trends correspond to annual growth rates in percentage, in volume or in percentage points.
- 2. The latest available year for PCT national phase entry data is 2015.
- 3. "PCT applicants" refers to first-named applicants in published PCT applications.

PCTに基づく出願の動向



Asia

47.4% Europe **25.6%**

North America 25.3%

Oceania

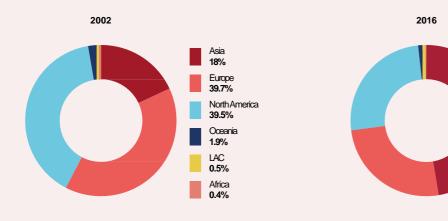
0.9% LAC

0.6%

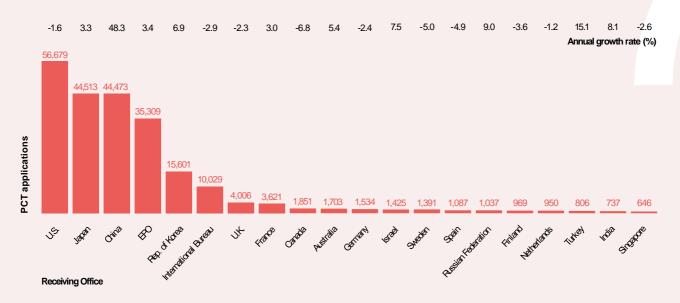
Africa

0.2%

PCTに基づく出願の地域別分布、2002年及び2016年

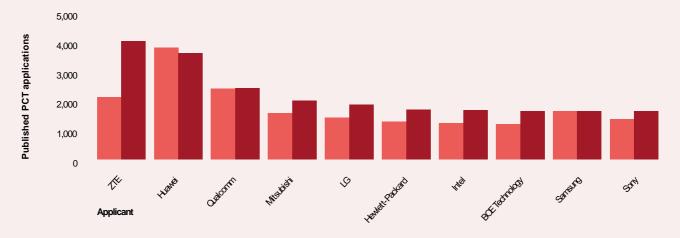


上位20カ国の受理官庁へのPCT出願数、2016年



- 13. 2016年は、5万838の出願人によりPCT出願が申請されました。企業部門は公開済みのPCT出願全体の85.5%を占め、次いで個人(7.5%)、大学部門(5%)、政府部門(1.9%)が続いています。300万件目となるPCTに基づく国際特許出願が2017年2月2日に公開され、同条約とWIPOの歴史上、重要な節目となりました。PCTは、2004年に100万件目を、2011年に200万件目の節目に達しています。
- 14. 2016年の同盟総会以降の主な動向は、トルコ特許商標庁が22番目の国際調査・予備審査機関として活動を開始したことです。PCT同盟総会は、2017年WIPO総会で、フィリピン知的財産庁を23番目の国際調査・予備審査機関として指定する提案について検討する予定です。
- 15. 技術フローに関する主な情報源としてのPCTの機能は、2017年7月に発効した PCT規則の修正により改善されました。これにより、指定及び選択された官庁は国内 段階移行、個々の出願の再公開及び付与に関する情報を国際事務局に送達すること が義務づけられました。国際事務局は、PATENTSCOPEデータベースを通じてこの情報を一般公開します。PCT の利用者と第三者は、出願人がどの国で特許保護を求めているのか、その出願の法的地位、特定の管轄地域での付与を含めて調べることができます。国内段階移行後の出願の国内公開に関する情報が様々な言語で公開されることで技術情報へのアクセスが向上し、国内段階への移行に関するデータ(具体的にはPCTの期限内に国内段階へ移行していないことを確認する情報)は、開発アジェンダの勧告31に沿って、特定の国においてパブリック・ドメインにある技術を特定する上で役立ちます。
- 16. ePCTは、国際事務局が提供する、国際出願の出願、処理及び管理のためのブラウザ・ベースの電子環境です。国際事務局は、2017年3月にePCTシステムに見て感じる」機能を追加しました。新しいインターフェースは、ePCTを出願人、知財庁及び国際事務局にとってより使いやすく、魅力的で、一貫したものにします。同時に、ePCTの利用者が安全なログインをより容易に行えるようにし、国際出願の処理に独自のITシステムを使用する知財庁との文書やデータのリアルタイムの交換など、マシン・ツー・マシンの新たな機会を切り開く、新しい認証管理制度を導入しました。
- 17. ePCTによるブラウザ・ベースのサービスは現在、74カ所の知財庁から利用者に提供されており、71カ所は受理官庁として、22カ所は国際調査・予備審査機関として、24カ所は指定官庁としての役割を担っています。現在、ePCTにより、52カ所の受理官庁に出願を行うことができ、そのうち39は国際事務局によってホスティングされているサーバーを使用しています。現在、ePCTによる出願は、国際事務局の受理官庁への出願の65%以上、その他多くの参加知財庁、特に以前は電子申請を提供していなかった知財庁への出願の大半を占めています。

PCTに基づく出願人上位10社、2015年及び2016年



- 18. PCT制度内での財務フローを向上させる取り組みも行われています。国際事務局、受理官庁、国際調査機関の間において異なる通貨で手数料を送金する際の為替レートの変動による損失のリスクを減らすため、国際事務局は、国際事務局と知財庁との間で単一通貨によって取引を行い、相互に相殺することができる「ネッティングシステム」を開発中です。国際事務局は、ネッティング手段の管理を行うことができるソフトウェアを既に入手しています。このソフトウェアによって、国際事務局は2017年後半に一部の限られた受理官庁及び国際調査機関とネッティングの試験運用を開始することができます。PCT制度においてネッティングシステムが成功すれば、国際事務局と加盟国の知財庁との間の為替による損失は削減され、マドリッド制度やハーグ制度の締約国の知財庁が関わる取引にも広がる可能性があります。
- 19. 国際事務局は、実体特許審査官向け研修において、研修官庁と受講官庁との間の調整を改善する取り組みを続けました。2015年のPCTの作業部会でのこの分野の様々なイニシアティブについての合意を受けて、国際事務局は2016年に知財庁が実施した研修活動の年次調査を実施すると同時に、実体特許審査官向けのeラーニングのリソースと自習用教材を編集し、知財庁が使用できるようにしました。現在、国際事務局は知財庁から寄せられた情報に基づき、受講官庁の審査官の研修ニーズをより正確に特定し、研修官庁がそうしたニーズにより重点的に対応できるよう、高レベルな枠組みと学習管理制度を構築しています。



20. アジアからの出願が急増した結果、当機関が処理するPCT関連の翻訳量が2010年の6,200万ワードから2016年の1億3,200万ワードへと2倍以上に増加しました。2016年に処理した翻訳のうち、8,200万ワードはアジアの言語でした。こうした翻訳を処理するため、内部の専門技術と併せて、5大陸にわたる翻訳業者の幅広いネットワークが常に拡大されています。その結果として得られたスキルセットにより、当機関は利用者に役立つWIPO Pearl専門用語集データベースや、人工知能による翻訳システムのWIPOトランスレートなどのリソースを構築することができました。これらについては以下で詳しく説明します。当機関は現在、翻訳需要の一層の増大に対処するための態勢が整っています。

21. 国際事務局は2016年も引き続き、PCTに基づく国際出願の形式審査の生産性と質を向上させ、より少ないスタッフで作業量の著しい増加を処理する一方で、高品質のサービスを維持しました。作業量が増加したにもかかわらず、PCT業務に従事する職員の人数(正規職員相当数)は2015年の296人から2016年は284人へとさらに減少しました。形式審査の生産性は2015年に比べて5.4%向上しました。総合品質指数は2015年の92.7%から2016年は95.1%に上昇しました。

22. 2016年6月半ばのPCT Resilient and Secure Platform Program (PCT環境のセキュリティ向上を目的とする活動) のハイレベルな設計に続き、2017年半ばに低レベルの設計を実施しました。この技術的、組織的設計は、強化されたセキュリティ対策に基づくPCT専用のインフラストラクチャーと活動、及びWIPOの企業ネットワークからの分離について詳細に定めています。この新たなアーキテクチャーによって、PCTの業務のセキュリティ、統制、復元力、災害復旧機能が向上します。次期2年間は新しいインフラストラクチャー導入と既存のアーキテクチャーから新規アーキテクチャーへの移行の第1段階を実施し、続く2年間にさらなる導入を予定しています。

マドリッド制度

23. マドリッド制度は2016年に創設125周年を迎え、節目の年となりました。前回の同盟総会以降、ブルネイ・ダルサラーム国とタイの加盟により、締約国は2カ国増加しました(インドネシアはまもなく、加入書を寄託する予定で、それにより、同制度の加盟国数は100カ国になります)。アフリカ地域のアフリカ知的財産機関(OAPI)が締約国に加わり、現在、マドリッド制度は115カ国を網羅しています。

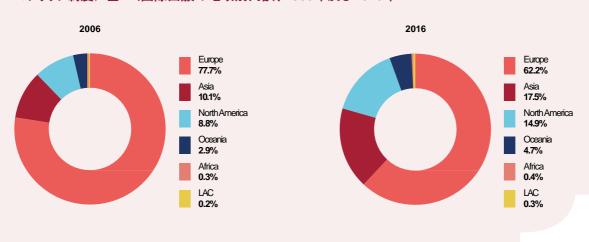
マドリッド制度加盟国、2016年



マドリッド制度に基づく国際出願の動向、2016年



マドリッド制度に基づく国際出願の地域別内訳、2006年及び2016年



マドリッド制度に基づく国際出願件数上位20カ国、2016年



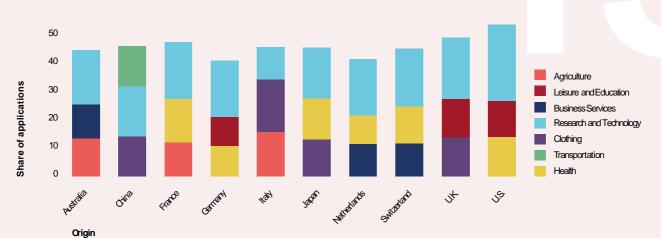
同制度のこうした着実な地理的拡大を継続させることは、WIPO、マドリッド制度の利用者、及び世界の商標制度の一貫性に利益をもたらす重要な戦略目標です。

- 24. 国際出願は7.2%増と大幅に増加して5万2,550件に達し、1年間の出願数としては過去最高となりました。現在、65万件以上の国際商標登録が有効に存続しています。2017年の増加は緩やかになると予想しています。
- 25. 出願国のうち、2016年に申請件数が最も多かったのは引き続き米国で(7,741件の国際出願)、次いで僅差でドイツ(7,551件)、フランス(4,132件)、中国(3,200件)、スイス(3,074件)でした。上位国のうち、2016年に伸び率が最も高かったのは中国(+68.6%)で、次にロシア連邦(+32.7%)、イタリア(+14.4%)、オランダ(+14.1%)でした。同制度の加盟国が増加し、多様化するのに伴い、利用者基盤も変化しており、出願全体に占めるアジア、米国及びオーストラリアの割合が著しく上昇しています。
- 26. 各国がどの程度、マドリッド制度に基づく国際出願における指定国になるかは、指定国の市場の外国人投資家とトレーダーの実際及び潜在的な関心を引く指標となります。マドリッド制度における国際出願において最も多く指定された加盟国は中国(2万2,444件の指定)、欧州連合(2万1,747件)及び米国(2万1,276)でした。2016年には、ロシア連邦(1万4,855件)、インド(1万1,263件)、メキシコ(9,208件)、トルコ(8,797件)といった中所得国もかなりの件数の指定を受けました。中国は2006年以降、最も多く指定される国となっています。
- 27. 2016年に申請された国際出願は商品が67.3%と圧倒的多数を占め、サービスの分類が32.6%となりました。類別ではコンピューター及びエレクトロニクスの国際出願が最も多く、全体の9.4%を占め、次いで事業に関するサービス(7.6%)と技術的サービス(6%)となりました。上位10分類のうち、伸び率が最大となったのは技術的サービス(+11.3%)とコンピューター及びエレクトロニクス(+10.6%)でした。
- 28. マドリッド制度の法的枠組みを近代化する取り組みは、マドリッド制度の法的発展に関する作業部会において継続されました。なかでも注目すべきは、マドリッド協定第14条(1)及び(2)(a)の適用を一時停止する案が10月に開催されたマドリッド同盟総会の第50回会合で採択されたことです。これにより、いかなる国もマドリッド協定議定書を締結せずに、マドリッド協定のみに加盟することはできなくなり、マドリッド制度は実質的に単一の制度となりました。
- 29. 今後数年間の重要な優先課題は、国際出願とそれに付随する手続きの処理、及び知財庁と利用者とのシームレスなやり取りのための包括的な電子環境を開発することです。こうした環境のための要素はすでに存在しているため、なすべき作業は生産性を向上させ、国際事務局が提供するサービスの品質の向上につながるような方法でそれらの要素を統合することです。国際出願件数は増加傾向が続いているため、これは喫緊の課題となりつつあります。2018年初めに設計作業を完了させ、2018年から2019年にかけて開発を行い、2019年と2020年に導入する予定です。

マドリッド制度加盟国のうち国際出願において指定される件数の上位10カ国、2016年



上位10カ国のマドリッド制度に基づく国際出願件数主要3部門構成比率、2016年



30. 2016年に行ったマドリッド制度の既存の電子環境に対する改善点として、ニース分類第11版と整合させたMadrid Goods and Services Managerの最新版、Member Profiles Databaseの最終仕上げ、Madrid Monitorの大幅な改善、ROMARIN、Madrid e-Alert及びReal-Time Statusに代わり、国際出願と登録の状況を追跡する単一ツールとして今年後半に導入する統合アプリケーションなどが挙げられます。

ハーグ制度

31. ハーグ制度は拡大が続き、国際的な知的財産制度のより重要な要素へと転換しています。2016年の同盟総会以降、カンボジアが最新のハーグ制度を反映したジュネーブ改正協定(1999年)に加盟し、締約国は52カ国になりました。現在ハーグ制度加盟に向けて具体的な対策を実行している国としては、カナダ、中国、イスラエル、マダガスカル、メキシコ、ロシア連邦、英国、ベトナムなどが挙げられます。

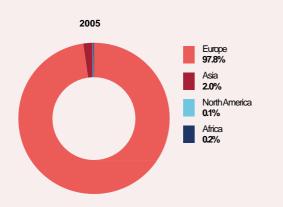
ハーグ制度の加盟国、2016年

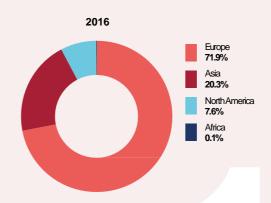


ハーグ制度の主なデータ、2016年

Description	Applications/registrations		Designs contained in applications/registrations	
	Number	Change	Number	Change
		2015–16		2015–16
International applications	5,562	+35.3%	18,716	+13.9%
International registrations	5,233	+46.1%	17,601	+21.5%
Designations in international applications	21,280	+13.7%	75,252	+1.4%
Designations in international registrations	19,509	+15.3%	68,985	+4.1%
Renewals of international registrations	3,150	-1.4%	13,249	-0.9%
International registrations in force	32,187	+9.7%	131,953	+7.3%

ハーグ制度による意匠の国際出願の地域別内訳(意匠数)、2005年及び2016年

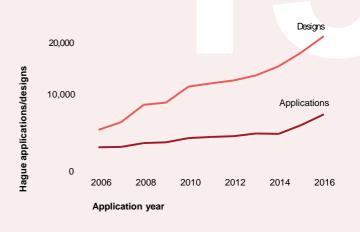




国際登録出願における拒絶件数の動向、 2005~2016年

Year	Number of refusals
2005	98
2006	39
2007	36
2008	40
2009	191
2010	139
2011	231
2012	82
2013	119
2014	152
2015	203
2016	2,021

ハーグ制度による国際出願動向(意匠数及び国際出願数)



32. いずれも主要経済国である韓国(2014年)、日本及び米国(2015年)の加盟による影響が2016年に本格的に現れ始めました。国際出願は2015年と比較して36%増加し、過去最高の5,562件となりました。2017年は年初来の需要がほぼ2016年並みで安定している模様であるため、前年ほど大幅な増加は見込まれません。PCTやマドリッド制度と同様、ハーグ制度加盟国が拡大し、景気動向のパターンも変化しているため、需要の構成も進化しています。2016年に国際出願に含まれる意匠の件数で見て、最も申請件数が多かった国は、上位から順にドイツ、スイス、韓国、米国、オランダ、フランス、イタリア、日本、トルコ、スウェーデンでした。

33. ハーグ制度の新規加盟国は、意匠の実態審査国です。その結果、ハーグ制度の運用がより複雑になりました。一例を挙げると、国際事務局が年間に処理する拒絶通報の件数は203件から2,021件へと10倍に増加しました。

34. ハーグ制度の新たな電子環境は重要な優先事項であり、開発に向けて進展段階にあります。2018年下期の導入を予定しています。新しい環境は知財庁と利用者にとって、よりユーザーフレンドリーで、国際事務局の生産性向上とサービスの質の向上の両方を実現します。

35. ハーグ制度が創設され、90年間にわたって改定されてきましたが、同制度を単一の制度に統合し、ハーグ協定を構成する複数の協定の適用に起因する複雑さを除去することが今後の課題です。前回の総会以降、この目的に向けて着実な進展を遂げました。ハーグ同盟の最も古いロンドン協定(1934年)は、国際事務局がスリナムとエジプトの最後の2カ国から必要な同意を得た後、2016年10月に終結しました。ハーグ協定(1960)のみの締約国はベリーズ、モロッコ及びスリナムの3カ国のみになりました。理想としては、ハーグ同盟のすべての加盟国がジュネーブ改正協定(1999年)に加盟することが望まれます。

リスボン制度

36. 原産地名称の保護及びその国際登録に関するリスボン協定の締約国は、28カ国から変わりありません。原産地名称と地理的表示に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定は、5カ国の締約国の批准又は加盟により発効します。

リスボン協定及びリスボン協定のジュネーブ改正協定に基づく共通規則の策定のための作業部会は、2017年4月に作業を終了し、2017年リスボン同盟総会に対して共通規則の草案を採択するよう提言しました。2016年のリスボン同盟総会の決定を受けて、リスボン協定の加盟国は2年間に予想されるリスボン同盟の赤字解消のために助成金を支払い、引き続きリスボン同盟の財政的持続可能性について協議しました。

WIPO調停仲裁センター

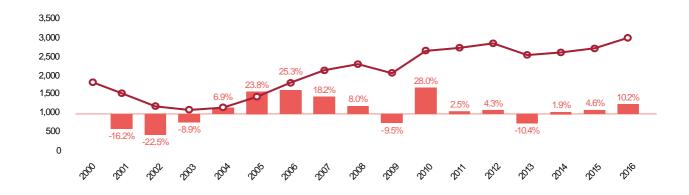
37. 調停仲裁センターは、知的財産紛争について、法廷での訴訟より時間効率及びコスト効率の高い代替手段を提供しています。同センターでは、事案の処理と、インターネット・ドメイン名分野に関する紛争を含む、裁判外紛争処理手段(ADR)に関するポリシー及び専門知識の提供を行っています。

ドメイン名

- 38. ブランド所有者は、ドメイン名に商標(新旧を問いません)が不正利用される可能性に直面しており、WIPOの不法占拠防止に関する紛争解決手続きを頼みとしています。WIPOのサービスは、機会に便乗しようとするドメイン名登録慣行の阻止を図ることにより、ドメイン・ネーム・システム(DNS)での商標権侵害を是正し、消費者をだます行為を阻止します。
- 39. 同センターが1999年に初めてWIPOによるドメイン名紛争統一処理方針 (UDRP) に基づく事案を処理して以来、WIPOに申請された事案の総件数は、約7万のドメイン名を含む3万8,000件以上となっています。
- 40. WIPOが受理したドメイン名の不正占拠に関する事案の総件数は、2016年に前年比10%増加し、商標の不正利用を主張する商標権所有者が申請した事案は過去最高の3,036件に上りました。2017年8月までにWIPOが受理した同事案数は1,977でした。
- 41. WIPOのUDRPに基づく2016年の事案には、109カ国の当事者が関与し、WIPOが管理する手続きの世界的な広がりが浮き彫りになりました。告訴人の上位3業種は、銀行・金融(全事案の12%)、ファッション(9%)、重工業・機械(9%)でした。事案は、47カ国からのWIPOの仲裁人305名によって裁定され、手続きは15種類の言語で実施されました。

- 42. 国ごとに割り当てられたトップレベル・ドメイン(ccTLD)は2016年の全事案の14%を占めています。2017年に.EU及び.SE(スウェーデン)が追加され、現在、76のccTLD登録機関がWIPOのサービスを利用しています。
- 43. WIPOは2017年にWIPO Jurisprudential Overviewの新版を発表しました。100 以上のトピックを取り上げたこの重要なドメイン名紛争処理ツールは、DNSとWIPOの UDRPに関する法律学の数々の動向を網羅しています。
- 44. 新たに導入された分野別トップレベル・ドメイン(gTLD)の登録により、UDRP関連事案が定常的に発生しています。申請された1,400事案のうち1,200事案以上が新たなgTLDの運用に関するもので、このドメインに関する事案は2016年のWIPOによる取扱件数の16%を占めています。
- 45. WIPOは、UDRP及び権利保護のその他の仕組みを見直すため、ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)が実施しているプロセスを注意深く監視しています。

WIPOに申請されたドメイン名に関する事案、2000~2016年



知的財産紛争

46. 調停仲裁及び専門家による決定に関するWIPO規則に基づいて提供される手続きは、訴訟の長期化や高額な費用により不当に妨害されることのない知的財産利用の促進を目的としています。

47. 2016年には、同センターが処理する調停及び仲裁の事案の件数が大幅に増加し、特許、商標、著作権(著作権管理団体を含む)、ICT、研究開発(R&D)、ライフ・サイエンス、フィルム及びメディア(テレビ方式に関する紛争を含む)、フランチャイズの各分野で事案が申請されています。同センターは最初の事案を受理して以来、500件を超える調停、仲裁及び専門家による決定の事案を処理し、紛争処理額は2万米ドルから10億米ドルに及んでいます。

48. 同センターは関連する知的財産機関や著作権機関と協力して、各管轄地域における知的財産の裁判外紛争処理の選択肢について認識を高め、当該機関における権利紛争の解決を支援するリソースを提供しています。2016年の同盟総会以降、同センターはシンガポールの知的財産機関で商標異議を申し立て、フィリピンの知的財産機関を通じて申請された商標の紛争の調停を処理し、裁判外紛争処理の選択肢に関するイニシアティブをオーストラリアの知的財産機関と開始し、またエルサルバドル、イスラエル及びパラグアイの知的財産機関との協力関係を構築しました。同センターはドイツの公的利害関係者やスペインの知的財産機関(OEPM)と協力してWIPOのADR条項を含むモデルR&D契約を開発及び提供しました。

49. ロンドン大学クイーン・メアリー校が2016年に行った調査によると、知的財産紛争の経験を持つ当事者は同センターを最も活用した機関の第2位に挙げています。 好む機関に関しては、同センターは第1位にランクされています。



国際的な法的枠組み

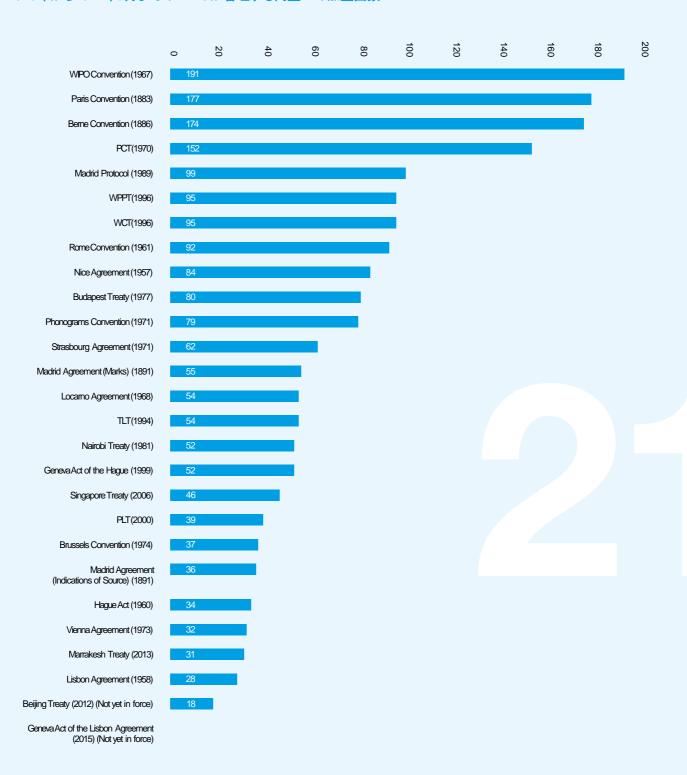


WIPOが管理する条約 に34カ国が新規加盟

191の 加盟国

- 50. 昨年1年間にWIPOが管理する条約への加盟は勢いを増し、2016年8月以降、34カ国が新規に加盟しました。新規加盟国は3年連続で開発途上国が多数を占めました。WIPOは、直近では2017年9月に、マーシャル諸島を190番目、東ティモールを191番目の加盟国として迎え入れました。
- 51. 2016年9月30日に、全盲、視覚障害又はその他のプリント・ディスアビリティのある 人々の出版物へのアクセス促進のためのマラケシュ条約が発効するという重要な節目 に達したのを受けて、WIPOが管理する他の条約よりも多くの国が同条約に加盟しまし た。昨年1年間に寄託されたすべての加盟又は批准の文書全体の3分の1(34のうち11) がマラケシュ条約でした。この傾向は著作権条約全般に広がり、全体的に加盟が最も多 くなりました(34のうち22)。当機関は、視聴覚的実演に関する北京条約の早期発効を目 指しており、現在、発効に必要な加盟又は批准数30カ国のうち、18カ国が同条約に加盟 しています。
- 52. 最近締結したこれらの条約のほかにも、昨年は加盟国が20年近く前に開始した規約改正プロセスの実施に特に力が注がれました。1999年と2003年に、このプロセスはWIPO条約及びWIPOが管理する他の条約の修正条項の採択という成果をもたらしました。WIPO条約の1999年修正条項により、事務局長の任期は6年間2期に制限されます。WIPO条約及びWIPOが管理するその他の条約の2003年修正条項では、WIPOカンファレンスの廃止、単一の分担制度と1994年から実施されている分担の分類の変更の正式決定、WIPO総会及びその他の同盟総会の通常会議の年次開催(隔年ではなく)が盛り込まれます。これらの修正条項は合意によって採択されましたが、加盟国は批准プロセスを完了しておらず、いずれの修正条項も発効していません。これらの修正条項の発効に必要な書面による通知を提出することにより、WIPOの加盟国は何年も前に始まった当機関の規約体系を合理化するプロセスを完了し、条約の本文は10年以上前に採択した措置の完全な履行を忠実に反映できるようになります。
- 53. 関連する条約の条項に基づき、修正条項は公認機関が修正条項を採択した時点でのWIPO加盟国の4分の3からの承認通知を受理してから1カ月後に発効します。これまでに、1999年修正条項に対しては、発効に必要なWIPO加盟国129カ国のうち52カ国、2003年修正条項については必要な135カ国のうち15カ国しか承認を伝えていません。

1970年から2017年9月までのWIPOが管理する同盟への加盟国数



54. 加盟国は、そもそも修正条項を採択した時点で、当機関の規約体系の特定の項目を更新・合理化する明確な意図を表明しています。計画・予算委員会が2017年7月の同委員会会合の中で、事務局に対して規約改正を発表するよう求めたことから明らかなように、加盟国はその意図を繰り返し明白に表明しています。数カ国の加盟国が然るべき時期に承認通知を寄託できるよう、現在、国内批准プロセスを積極的に進めていると伝えてきたことは喜ばしいことです。これらの修正条項が首尾よく発効し、加盟国が重要な規約改正プロセスを完了することが期待されています。

55. 様々な常設委員会及びその他の委員会において、現在加盟国間で協議されている知的財産に関する法律や慣行の問題解決に向けた作業が継続されました。 様々な問題に関する協議の状況の概略については以下の項目で説明します。

56. 著作権常設委員会(SCCR) SCCRでは漸進的な進展が見られました。これまで同様、放送を同委員会の重点課題として取り組み、この問題について共通の理解が深まりました。同委員会は、2018年総会において条約締結のための外交会議の開催を提言できるかどうかを決定しなければならない段階に近づいています。その他の重点課題は例外と制限で、同委員会の協議の一助とするために調査と情報に関する大量の資料が作成されました。2017年11月に開催されるSCCRの次回会合では、図書館・公文書、博物館、教育・研究、障害を持つ人に関する例外と制限について、新規又は更新された調査結果が紹介されます。

57. SCCRは比較的新しい2つの分野に注目しています。1つは追及権です。2017年11月のSCCRの会合で追及権の影響に関する調査結果が発表されます。2つ目はデジタルの発展が国内の法的枠組みに与える影響です。この広範な課題に関するスコーピング・スタディがSCCRの次回会合で発表されます。

58. 知的財産並びに遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会 (IGC) 2016~2017年の2年間のマンデート及び作業プログラムに従い、IGCは2016 年総会後に3回の会合を開催しました。同委員会は伝統的知識と伝統的文化表現の保護に関する国際的な法律文書の本文について妥当かつ着実な進歩を遂げています。

59. 2017年6月に行われた直近の会合で、IGCは2016~2017年の2年間における 進展について検討しました。その結果、進展は見られるものの、より一層の取り組み が必要だという点で意見が一致しました。同委員会の重要性を確認した上で、2017年総会で2018~2019年もIGCが作業を継続することについて決定すること、及び総会でマンデートと作業プログラムを決定することを提言しました。IGCの積極的な提言 は、「総会で承認されるマンデートの要素を妨げないもの」でした。

60. 2016年総会以降、知的財産と伝統的知識及び伝統的文化表現に関する問題について、未解決の問題に重点を置いて地域内並びに地域間での知識と合意を構築するために2回のセミナーが企画されました。

61. 特許法に関する常設委員会(SCP) SCPは前回のWIPO総会以降、2回の会合を開催しました。この2回の会合において、SCPは引き続き、以下の5項目の議題を取り上げました。それは、(i) 特許法の例外と制限、(ii) 異議申立制度を含む、特許の質、(iii) 特許と健康、(iv) クライアントと特許アドバイザーとの情報伝達の機密性、(v) 技術移転の5項目です。同委員会の将来の活動に関しては、SCPは前回会合での合意に基づき、作業をより一層進展させます。代表者の介入は、実質的な特許法に関する問題について協議することができる唯一の多国間フォーラムとしてのSCPの重要性と一致しています。

62. 商標、意匠、地理的表示の法律に関する常設委員会

(SCT) この数年間にSCTが取り上げてきた重要な議題である意匠法条約(DLT)は、2016年WIPO総会前と同じ位置づけにあります。DLT案のための外交会議の招集については2016年総会で協議されましたが、2つの未解決課題について加盟国間の意見の相違を埋める時間が十分にはありませんでした。加盟国は2017年総会で外交会議の招集を引き続き検討することを決定しました。DLTは依然として課題ですが、この決定に照らせば、SCTは2016年総会以降に開催された会合でDLTについて積極的な話し合いを行っていません。今年の総会で加盟国がこの重要な課題に関する外交会議を開催する十分な共通の基盤を見つけることが望まれます。SCTで積極的に協議されているその他の議題は、国名と地理的表示の保護などです。

開発



5万5,000人が WIPOアカデミー の研修に参加

63. WIPO開発アジェンダの勧告第12項に沿って、当機関全体として、プログラムの遂行において開発への配慮を行っています。開発協力活動は、以下を中心に、事務局内のあらゆるセクターにわたって行われています。

- グローバルIP制度。同制度の活用に関して、開発途上国、後発開発途上国 (LDC)、移行国(発展途上国から先進国への移行期にある諸国)のニーズ に対し、特別のプログラムによる取り組みが行われています。
- 特許、商標、意匠、地理的表示、著作権、IP尊重意識の醸成、及び中小企業に関する各部。要請のあった国に対して、法律制定及び政策に関する助言を行っています。
- グローバル・インフラストラクチャー・セクターにおける広範なプログラム。 これに関する詳細は後述します。
- 経済分析・統計部により提供される、経済研究及び分析
- 官民パートナーシップ

これに加えて開発セクターがあり、その中にある地域局、LDC部、WIPOアカデミー、著作権開発部、移行国・先進国部門の移行国部署があり、これらはいずれも技術支援と能力開発に取り組んでいます。

技術支援

64. WIPOは、2016年に開発途上国及びLDCのために705の技術協力に関するイベントを実施し、135カ国以上及び16の地域内政府間組織が参加しました。その中で、最も多数の取り組みが行われた分野は、IPアドミニストレーション・マネジメントに関する意識向上及び研修(43%)、政策に関する対話(12%)、並びに国家IPアドミニストレーションのためのビジネスソリューション及びデータベース(12%)でした。南南協力(SSC)活動に関しては、2017年5月に開かれた開発と知的財産に関する委員会(CDIP: Committee on Development and Intellectual Property)で2014~2016年のマッピング作業が発表され、149の活動が紹介されました。

技術支援活動



国家IP戦略/計画

65. 当機関は引き続き、移行国、開発途上国及びLDCに対し、国全体の開発計画に沿うとともに、イノベーションと創造性の促進を可能にする国家IP戦略の立案、作成及び実施への支援を行いました。「2012年の国家、準地域、地域のIP機関及びユーザーの能力の改善」に関する開発アジェンダのプロジェクトの一部として開発された、国家IP戦略/計画を作成するための、標準化されながらも柔軟性を持つ手法と一連の実用的ツールの採用が、引き続きこのプロセスの指針となりました。その結果、新たに14カ国(アフリカ1カ国、アラブ地域1カ国、アジア太平洋地域3カ国、ラテンアメリカ及びカリブ海地域5カ国、移行国4カ国)が国家IP戦略/計画の策定プロセスを開始しました。2016年末までに、合計52カ国(アフリカ地域26カ国、アラブ地域2カ国、アジア太平洋地域9カ国、ラテンアメリカ及びカリブ海地域6カ国、移行国9カ国)が国家IP戦略を導入中で、そのうち20カ国がLDCでした。これに加えて当機関は、2017年5月にアフリカ広域知的所有権機関(ARIPO)と協力して、アフリカの大学、研究開発機関によるIPの有効的な活用に関するガイドラインを策定するためのプロジェクトを立ち上げました。

後発開発途上国(LDC)

66. WIPOは引き続き、「適切なテクノロジーの活用に関する能力開発アジェンダ・プロジェクト」の第2フェーズを、エチオピア、ルワンダ、タンザニアの3カ国で実施しました。これまでのところ、各国でニーズのある2つの分野が特定されました。具体的には、エチオピアでは太陽光によるコーヒーの天日乾燥技術及び魚の養殖技術、ルワンダでは太陽光による蒸留水製造技術及び魚の養殖技術、タンザニアでは海藻からのカラギーナンの抽出及び魚の養殖技術です。次のステップは、特定されたこれらの6つの開発分野に関して、適切な技術ソリューションを決定することです。この目的のため、技術の状況に関する報告書を作成するためのコンサルティングが開始されました。このレポートには、特許検索結果に関する分析、関連技術の特定、及び選択された技術を導入するための方法の提案が含まれます。



67. LDCの技術能力開発に焦点を当てた最初の研修プログラムがスウェーデン特許登録 庁及びスウェーデン国際開発協力庁(SIDA)との協力の枠組みの下で行われました。 LDC14カ国の22人の高官が当プログラムを受講しました。当プログラムでは、技術能力開発のためのツールとしての工業所有権の活用を主に取り上げ、技術移転や開発のための適切な技術などがトピックとして扱われました。当プログラムには、国家のイノベーション能力に寄与する実用的なプロジェクトの策定も含まれています。 プロジェクトの実施は、その開発後6カ月以内に開始され、WIPO及びSIDAの監視の下で行われます。

開発アジェンダ

68. 開発アジェンダの勧告の実施に関する第三者レビューが、3人の外部専門家から構成されるチームにより実施されました。その最終的な報告書には、15の発見事項、14の結論、12の勧告が含まれました。CDIP第19回セッションにおいて、同報告書とともに、その勧告に対する事務局の対応と、加盟国の文書による貢献に関して議論が行われました。事務局は、採択された勧告に関する進捗を毎年報告する一方、CDIPはまだ採択されていない勧告に関して引き続き議論を行います。

69. CDIPは、第19回セッションにおいて、これまで長期間にわたり議論が行われてきた「CDIPにより承認され、総会によって決定されたIP及び開発に関連する問題について議論するため、「IP及び開発」と称される新たなアジェンダをCDIPのアジェンダに追加する」点に関して合意しました。この決定は、現在開催中の総会による採択に先立って行われたものです。

70. また、CDIPは、「持続可能な開発目標(SDGs)」と「持続可能な開発のための2030アジェンダ」についても議論しました。加盟国は、SDGs実施への当機関の貢献について、当機関が年次報告を続けることに合意しました。当機関によるSDGs実施については、提案された今後2年間の「計画・予算」の中に含まれています。



新しいWPOアカデミーのコースを 修了する生徒達

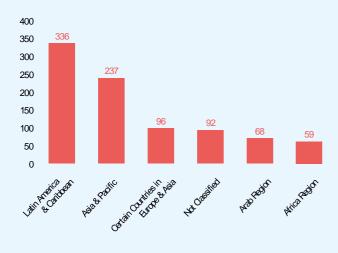
写真:LUISSビジネススクール提供

WIPOアカデミー

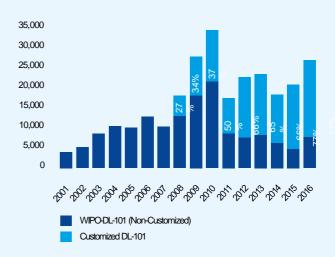
71. 過去12カ月間、過去最高の数の参加者が同アカデミーのコースに参加しました。2016年のWIPOアカデミーのコースへの参加者は5万5,000人を超えました。この水準は、2015年を25%、2014年を55%上回っています。1998年に同アカデミーが設立されて以来、50万人超の参加者がコースを修了しました。同アカデミーのコースは、全世界で様々な言語で提供されています。コース修了者の多くが開発途上国、LDC及び移行国の政府関係者で、奨学金やコース料免除の特典を受けています。

72. マラケシュ条約の発効を受けて、昨年、遠隔学習コースが開始されました。同遠隔学習コースは、国連の6つの公用語及びポルトガル語で提供され、視覚障害又はその他のプリント・ディスアビリティのある人のためにアクセシブルな形式で提供されています。

2016~2017年のアクセシブルIP研修(DL-101) に受講登録した参加者数



DL-101のカスタマイズ版への参加者の増加率



2016年半ば以来、約900人が同遠隔学習コースに受講登録しました。さらに多くのプログラムをこのような形式で提供するために、今後の活動が計画されています。

73. CDIPによる承認を受けて、WIPOアカデミーは、加盟国によって選ばれたパイロット国(コスタリカ、レバノン、ネパール、ナイジェリア)で、「司法研修機関との協力に関するプロジェクト」の実施を開始しました。当プロジェクトは2018年に完了する予定で、すでに多くの加盟国が当プロジェクトの今後開始される可能性のあるフェーズへの参加を求めています。さらに同アカデミーは、裁判官、検察官、司法官のための遠隔学習コースの開発に着手しました。

74. IP関連の人的能力開発について、個別の事情への対応の強化を求める加盟国からの要請に応じて、WIPOは遠隔学習コースの一般コースと上級コースの両方で、WIPO共同修士課程プログラムのカスタマイズを拡大しました。2016年に一般コースの受講者の71%がカスタマイズ版を受講しており、2017年についても同程度の割合での受講が見込まれています。

75. リソースを追加することなく、同アカデミーのサービスに対する需要の増加に対応する1つの方法として、加盟国及びその他のステークホルダーとの間でのパートナーシップの構築が行われてきました。この種の連携の好例として、中国国家知識産権局(SIPO)の中国知識産権培訓中心(CIPTC)との協力が挙げられます。この協力を通じて、CIPTCにより、WIPOアカデミーの遠隔学習コースが同アカデミーの基準に則って主催・提供されました。またWIPOアカデミーは、質が高く中立的なIP教育・研修へのグローバルなアクセスを目指す同アカデミーのビジョンを共有する資金拠出国政府(中国、イタリア、日本及び韓国)による財政支援の増加からも恩恵を受けました。





WIPOが管理す

る条約に34の新規加盟

191の加盟



GIIが特定した100のイノ ベーション・ホットスポット

データで 見る1年

PCTを利用した 出願は300万 件



マドリッド制度に 100 カ国目が加盟

ハーグ制度に基づく申請は7年 連続で増加

AMCに付託されたドメイン名紛争は3,036件



200を超え る会議やイ ベントを開 催



120の加盟国 から集まった 職員がWIPO を構成



5万5,000人が WPOアカデミーの 研修を受講 2016年末時点 の黒字額は 3,200万スイス フラン



歳入合計額は3 億 8,770万スイ スフラン

WIPO Re:Searchを通じた 127件の研究協力が実現

604のTISC(技 術・イノベーショ ン支援セン ター)が稼働

76の言語を網羅したABC のグローバル・ブック・サー ビス





WPOトランスレート は18の言語ペアに 対応

WIPOの無料グローバル・ データベースに含まれる データ・レコード数は1億 2,600の技術が登録された WPOグリーンのデータベース



503件の世界知的所有 権の日のイベントを124 カ国で実施



9,400万回の VMPOウェブサ イトの閲覧数

グローバル・インフラストラクチャー



604のTISC(技術・イノ ベーション支援センター) が稼働

WIPOの無料 グローバル・データ ベースに含まれる データ・レコード数 は1億

WIPOトランス レートは 18の言語 ペアに対応

グローバル・データベース

76. パテントスコープ は、WIPOに特許データを提供する各国知財庁の増加に伴い (42カ国の知財庁と3地域の知財庁 — ヨーロッパ知財庁(EPO)、ユーラシア特許庁 (EAPO) 及びアフリカ広域知的所有権機関(ARIPO))、本格的な世界的特許データ ベースとして貴重な存在となっています。WIPOは、パテントスコープに関するユーザ ビリティ、セキュリティ、トレーニングを改善しました。

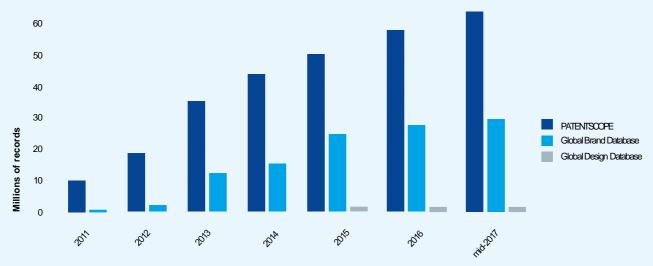
77. 最近、パテントスコープに新しい主要機能が2つ導入されました。第1は化学物質及び国際一般名(INN)の新しい検索機能で、英語とドイツ語で公表されたPCT及び米国の公開特許コレクションからなるイニシャル検索スコープとともに開始されました。パテントスコープ内で中国語、フランス語、日本語及び韓国語で化学式を検索する機能が近い将来追加され、EPO、日本国特許庁、中国国家知的所有権庁及び韓国知的所有権庁のコレクション内で化学物質を検索することが可能になります。第2の進展は、パテントスコープ・サービスをWIPO CASE及びグローバル・ドシエと統合することで達成されました。これにより、EPO、日本、オーストラリアのコレクションの公開ドシエ・コンテンツを、パテントスコープを通じて利用できます。

78. WIPOトランスレート WIPOは、IPビッグ・データの検索、取得及び分析の価値を高めるための独自ツールの改善を続けています。特に、機械翻訳の新技術であるニューラルネットワークの早期採用により、WIPO独自の機械翻訳ツールであるWIPOトランスレートの自動翻訳品質が大幅に向上しました。訓練に成功した18の言語ペアがパテントスコープで稼働し、優れた性能を持つ、特許テキストの世界レベルの機械翻訳を提供する予定です。

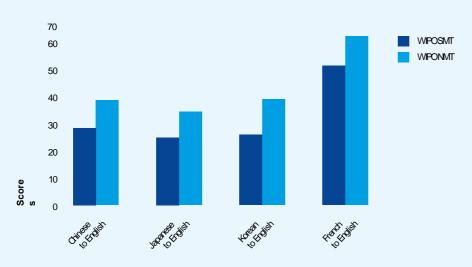
79. グローバル・ブランド・データベースには、マドリッド制度による商標データ、リスボン制度に基づく原産地名称登録、パリ条約第6条の3に基づいて保護される紋章及び33の知財庁からの国内商標コレクション及び欧州連合知的財産局の地域商標コレクションが収録されています。世界中の視覚的に類似した画像や商標の図形要素を検索することを可能にした、グローバル・ブランド・データベースの画期的なイメージサーチ機能の導入は、知財庁及び利用者の双方から高く評価されており、機能の改良が続けられています。

80. グローバル・デザイン・データベース インドネシア、日本、スペイン及び米国の 意匠の国内データがグローバル・デザイン・データベースに追加されました。各国の知 財庁は、ぜひこのプロジェクトに参加してデータを提供してください。

グローバル・データベースの成長、2011~2017年



新しいニューラル翻訳(NRT)の品質と従来の統計的機械翻訳(SMT)の 比較



WIPOレックス利用者数、2011~2017年



81. WIPOレックスは、当機関のオンライン法的情報データベースであり、2016年5月以降、加盟国と国際事務局の双方の努力により、主に加盟国によって指定された各国の連絡窓口の枠組みの中での情報交換を通じて発展しました。加盟国がデータベースに含めることを希望するIPシステムに関する情報を決定・提供し、その後事務局がWIPOレックスの各国の国内プロファイルで公開します。これにより、各国の管轄当局及び連絡窓口によるデータの継続的な品質管理と、新しい法律が採択されたときのデータの迅速な更新が保証されます。国際事務局は、WIPOレックスが最新の法的データの権威ある源泉として発展し続けることができるように、加盟国の連絡窓口との相互交流を優先させます。

82. 加盟国と当機関のこの緊密な協力関係によって、利用者数はかなり増加しました。2016年に、WIPOレックスの利用者数は重要な節目である年間200万人に達しました。2017年には、利用者数は340万人に達すると予想されます。

83. 2017年、発展途上国ではWIPOレックスの認知度が大きく変化し、利用者数が 急増しました。明らかに発展途上国がWIPOレックスの利用頻度で上位になりました。

WIPOレックス 利用者の上位10カ国(セッション数による)

2017年1~6月

	Country !	Number of sessions	Increase since 2016 (%)
1	Mexico	190,640	110.79
2	Philippines	122,598	79.66
3	United States	119,316	7.54
4	Colombia	106,795	120.11
5	Panama	84,459	187.39
6	Morocco	76,647	39.11
7	Costa Rica	63,577	47.83
8	India	60,956	69.67
9	Indonesia	59,950	179.92
10	Venezuela (Bolivarian Republic	of) 59,829	279.17

84. 2017年7月時点でのデータベースへの収録数は、各国の法令が1万2,647、国際条約が768でした。条約には、WIPOが管理する条約が26、他のIP関連の多国間条約が75、IP地域条約が35、地域経済統合条約が60及びIP関連の二国間条約が572含まれています。

WIPO標準

85. IPデータは、データが共通の技術標準に従った形式及び構造で記録されていない場合には、機械にサポートされた検索ツールによって検索することはできません。これらの技術標準はWIPO標準によって提供されます。加盟国は、知財庁間で交換される特許の法律上のステータスデータ及び特許ドキュメントコレクションの査定のために知財庁によって公表される特許ドキュメント(当局ファイル)のリストに関して、

WIPO標準を含め、この1年の間にいくつかの新標準及び改訂標準を採用しました。加盟国はまた、WIPO標準ST.26(XML形式で記述された、DNAなどのヌクレオチド及びアミノ酸の配列表)を世界的に施行する日を2022年1月とすることに合意しました。この標準は、アプリケーション並びに知財庁の実務及びITシステムに影響を与える可能性があります。WIPOは、各国の知財庁が世界中で同時かつ統一された方法でST.26を実装するのに役立つソフトウェアツールを開発するプロジェクトを始めました。さらに、申請者名標準化、意匠の電子的視覚表現及び地理的表示のためのデータ構造及びフォーマットを含む、6つの新しい任務が策定されました。

知財庁による特許の法律上ステータスデータ交換のための新しいWIPO標準(ST.27)

最新で信頼でき、わかりやすい特許の法的ステータス情報を入手できることは、イノベーター及び産業が特許侵害を避け活動の方向を設定するために必要です。知財庁は最近、そのような法的ステータス情報を提供しているものの、様々なフォーマットや言語で一貫性がなく、しばしば時機を逸した方法で提供されています。新しいWIPO標準ST.27は、データ構造だけでなく、特許出願及び特許権の状況、段階及び事象を標準化し定義します。知財庁は、この標準を使うことによって、統一され理解しやすい方法で、世界中の様々な特許出願システムにあまり精通していない利用者に特許法律上のステータス情報を提供することが可能となることを期待しています。WIPOはさらに、商標と意匠に対する法律上のステータス標準の開発に取り組みます。

国際分類

86. WIPOは、WIPO条約によって確立された4つの国際分類(国際特許分類 (IPC)、標章の登録のための商品及びサービスのニース分類、標章の図形要素のウィーン分類、意匠のロカルノ分類)を管理しています。IPC及びニース分類は、技術開発や商品ライフサイクルの加速化に対応するため、より頻繁に更新、改訂されるようになりました。

87. IPCの新規細分類の数は、2016年の684から2017年には1,057に増加し、597 の追加修正が行われました。新しいIPC改訂管理ソリューション(IPCRMS)により、発行のコスト及び時間の効率が改善され、膨大な数の新規細分類を含むIPCの2018.01バージョンが早々に発行されました。スマート検索機能の導入により、IPC発行プラットフォーム(IPCPub)は、一般利用者によるIPC情報への直感的かつ容易なアクセスができるよう改善されました。

88. ニース分類(商標の登録のための商品及びサービスの分類)に関しては、商品及びサービスのリストの改善及び明確化のために、加盟国が205項目の追加を含め、884項目の修正を行いました。

2015年に開始した分類見出しの改訂作業は、他の分類への拡張が継続され、利用者に明確な指針を与えることで分類作業が簡素化されるものと期待されています。新たなニース発行プラットフォーム(NCLPub)が利用可能になり、システムの復元力が高まりました。

89. ウィーン分類(標章の図形要素のための分類)は、加盟国が156項目の修正を行いました。これらは2018年1月1日に発効するウィーン分類第8版に反映される予定です。

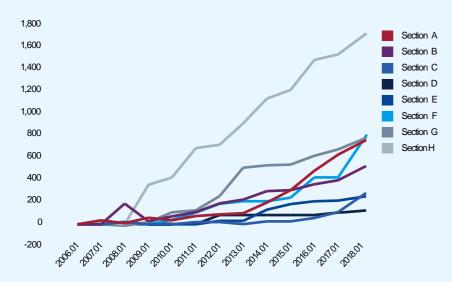
プラットフォーム

- 90. WIPO Case WIPO CASE(Centralized Access to Search and Examination) システムにより、知財庁は、不必要な作業の重複を減らすために、特許出願に関連する検索及び審査書類を安全に共有することができます。WIPO CASEは、特許検索及び審査情報を共有する知財庁のグローバル・ネットワークを構築するために、IP5 グローバル・ドシエ・システムにリンクされています。
- 91. 過去1年間に、参加知財庁の数は21から29に増加しました。そのうち12は他の知財庁に特許書類の内容を提供する「提供庁」としての役割を果たすことに同意しました。2017年から、いくつかのWIPO CASE提供庁の書類内容は、WIPOパテントスコープ・サービス及びグローバル・ドシエを通じて一般に公開されています。
- 92. Digital Access Service (WIPO DAS) WIPO DASサービスへの関心は、しばらくの安定期間の後、現在は増大しています。このシステムにより、出願者と知財庁は、電子環境において優先権書類の認証に関するパリ条約の要件を満たすことができます。従来、出願者は認証された書類の紙のコピーを1つの知財庁に請求し、その後、他の知財庁にそれらの書類を提出しなければなりませんでした。DAS により、出願者は、単に優先権書類をこのシステムに提供することを最初の知財庁(「提供庁」又は第1出願庁として知られている)に対して請求し、次に、このシステムを通じてこれらの書類を取得するよう他の知財庁(「取得庁」又は第2出願庁として知られている)に請求することが可能です。このように、書類の交換は知財庁間で電子的に行われます。
- 93. 過去1年間に、参加知財庁の数は11から15に増加しました。現在は、いくつかの他の知財庁がサービスの実施に向けて国際事務局と協力して作業を進めています。

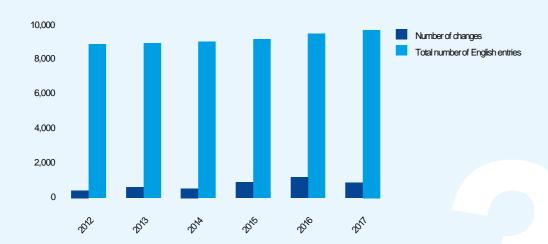
IPサポートシステム

94. WIPOコネクト WIPOでは、WIPOコネクトシステムの第1フェーズの開発が完了しました。これにより、共同管理組織(CMO)は、ドキュメンテーション及び著作権音楽作品のロイヤルティーの分配を管理することが可能になります。このシステムは、パイロットフェーズで3つのCMOに導入され、要望のあった他のCMOに徐々に拡大しています。開発の第2フェーズ(実演家の権利を対象)が近く完了し、2018年の初めに導入の準備が整います。

IPCのセクション別の進展



ニース分類の進展



95. 工業所有権管理システム(IPAS:Intellectual Property Automation System) オフィススイート IPASオフィススイートは、オンライン出願(WIPOファイル)のためのモジュール、バックオフィスの管理 (IPAS)、ペーパーレス処理(WIPOスキャン及び EDMS)並びにオンラインでのIP情報提供及び配信(WIPOパブリッシュ)を含め、知財庁の業務運営に包括的なソリューションを提供します。IPASスイートの導入により、知財庁はサービスの品質と適時性を大幅に改善できます。現在、合計81カ国の知財庁が IPASを利用しています。

96. 2017年、いくつかの知財庁がWIPOファイルモジュールを導入し、利用者に完全なオンラインサービスの提供を開始しました。多くの知財庁が紙ファイルのデジタル化の支援から恩恵を受けており、検索と審査の品質及び適時性の改善並びにIP情報のオンライン配信が可能になりました。

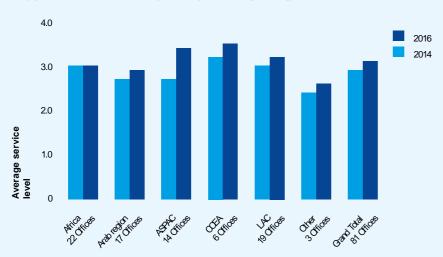
97. IPASスイートの効果は「サービスレベル指数」を使って測定されます。指数は、サービスのレベルについての20の測定値の合計です。知財庁が提供するサービスのうち、オンラインでのサービスの提供、業務処理の自動化やファイルのデジタル化など、スイートを利用することによって改善されるサービスのレベルが測定されます。指数はすべての地域で着実に改善しており、WIPOの支援が途上国のIPの業務環境に効果をもたらしていることを示しています。

技術・イノベーション支援センター(TISC)

98. 国内及び地域ネットワーク TISCは、技術情報及び関連するイノベーション支援サービスへのアクセスを提供することによって、世界の知識格差を縮小することに貢献しています。62の加盟国で国内TISCプロジェクトが正式に進められていますが、制度化、運用及び追加的付加価値サービスの提供を反映した持続可能基準の定義によれば、これらの国内ネットワークのうち28が持続可能であると現在考えられています。下のグラフに示されているように、現在、世界中で600を超えるTISCが様々なサービスを提供しています。サービスを効果的に提供していることや各国からの強い要望のため、TISCが受けた問い合わせの平均数は2倍近くになりました。昨年は、世界中で73万を超える問い合わせがありました。少なくとも他の20の加盟国が国内TISCネットワーク構築への支援を要請しています。2つの地域TISCネットワーク(ASEANのネットワーク並びに中米及びドミニカ共和国のCATI-CARDネットワーク)の発展が続いています。

99. TISCクリニック TISCクリニックサービスは、発明家支援プログラム(IAP)(下を参照)と連携して、コロンビア、モロッコ及びフィリピンで発展が続いており、資金の乏しい適格な発明家及び中小企業に無料の法的支援を提供しています。TISCは、発明家

知財庁のサービスレベル、2014年と2016年の比較



提供するサービスの種類別のTISCの数

TISCs	604
Access to patent, scientific and technical databases	541
Assistance and advice in using databases	520
Search – State of the art	255
Search – Novelty, patentability	245
Assistance in licensing, tech transfer	234
Search – Freedom to operate, clearance	199
Search – Validity	197
Assistance in patent drafting	134
Assistance in commercialization	132

か発明のどちらかが自国のIAPに参加する前に、国内の適格基準に従って発明家及び発明の両方の審査を行うのに重要な役割を果たしています。昨年、これらの国では、IAP内で合計35の請求を受け付けました。

100. 特許分析 特許ランドスケープレポート(PLR)の起草のような、特許分析サービス及び関連する付加価値サービスを提供するTISCが現在6つあります。TISCがこれらのサービスを提供するのに必要な技術を習得し強化するための、「PLR作成ガイドライン(Guidelines on Preparing PLRs)」及び「特許分析のためのオープンソースとフリーツールに関するマニュアル(Manual on Open Source and Free Tools for Patent Analytics)」はともにオンラインで入手可能です。さらに、特許分析トレーニングモジュールが開発され、昨年、これらの付加価値サービスを提供するTISCをサポートするために、特許分析に関する最初のTISCワークショップが開催されました。WIPOや他の組織が作成したPLRに対する関心は依然として高く、オンラインで200以上のPLRが入手でき、2016年には、WIPOのPLRウェブサイトのユニークビュー数が2万5,848回、PLRのダウンロード数が4万4,467回、PLRインフォグラフィックのダウンロード数が3,243回に上りました。

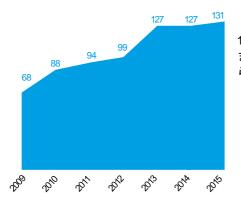
世界の情報源



GIIが特定した 100の イノベーション・ ホットスポット

WIPO IP 統計 対象国の拡大

年次統計調査に回答した知財庁の数



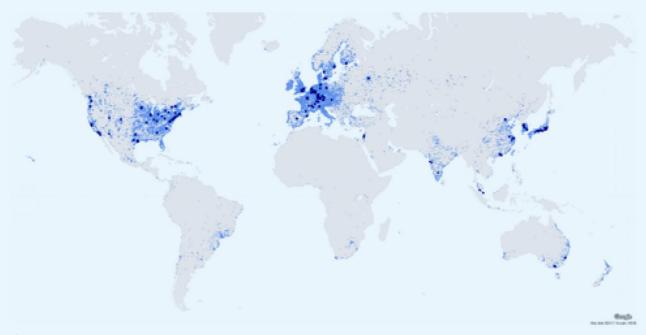
知的財産統計

101. 全世界のIP活動について統計を収集し報告することは、WIPOのコア機能の1つであり続けます。世界中の意思決定者がこれらの統計を頻繁に利用しています。特許商標局は業務計画のためにそれらを使います。より一般的には、政策立案者及び研究者が様々な技術分野や経済全体のイノベーション活動を追跡するためにIP統計を活用しています。加盟国からの寛大な協力を得て、2016年にWIPO IP統計データベースを更新しました。統計アンケートへの回答数は過去2年を上回りました。このデータベースは世界のIP活動について唯一の情報源としての役割を引き続き果たします。

102. WIPOの統計データは、WIPOウェブサイトのIP統計データセンターを通して自 由に利用できます。2016年に、このオンラインツールのフランス語版とスペイン語版を 発表し、機能を向上させました。それは利用者数を拡大すると期待されます。将来さら に言語を追加する予定です。データセンターのほかに、特に、主要なレポートである 「世界IP指標(World IP Indicators)」やその簡略版の「WIPO IPファクト&フィギュア (WIPO IP Facts and Figures)」をはじめとして、様々な統計レポートで世界のIP活用 の最新の傾向が議論されています。国別統計プロファイル並びにPCT制度、マドリッド 制度及びハーグ制度の「年次報告書」が統計資料のポートフォリオー式です。2016年 版「世界IP指標」の一部として、WIPOは国際特許における女性の参加に関する統計を初め て発表しました。これらの統計は、PCT制度で提出された約900万の出願書に記載された発 明家の性別を明らかにする意欲的なプロジェクトの成果です。プロジェクトでは、13の公開情 報源から入手した情報に基づいて、世界の名前の辞書が作成されました。これは、特許文 書について、これまでに実施された最も包括的な性別属性分析です。結果として得られた統 計は、女性の参加は過去20年間にわたって増加してきたが、女性は国際特許に関して依然 として数が少ないことを示しています。WIPOの研究を参考にして、世界のいくつかの知財庁 が女性の国内特許への参加について同様の統計の公表を開始しました。

103. WIPOは正確な統計情報を迅速に収集し、報告することに引き続き投資します。 また、世界中のIP活動の全体像をより豊かに描くために、報告する統計指標の範囲をさらに広げるように努力します。

上位100の発明的活動集中地域



グローバル・イノベーション・インデックス(GII)

104. WIPOはコーネル大学及びINSEADと協力し、グローバル・イノベーション・インデックス(GII)の共同発行を引き続き行います。2017年版は2017年6月15日にジュネーブで発行されました。制作は、ブラジル全国工業連盟(CNI)、ブラジル中小零細企業支援サービス機関、インド工業連盟(CII)及びPWCによって支援されました。世界中の権威あるイノベーション専門家からなるアドバイザリー・ボードの意見を参考にしています。2017年版のGIIは、127の国及び地域を対象にし、国のイノベーションのパフォーマンスを測定しランク付けするための81の指標から成り立っています。これまでの年と同様に、報道各社がGIIの主な調査結果について幅広く報道しました。さらに、多くの加盟国がイノベーションに関する自国の制度の強みと弱みを認識するために、ベンチマークツールとしてGIIを利用しています。WIPOは、このような趣旨で各国及び各地域のイニシアティブを支援してきました。

105. 2017年の重要なイノベーションの1つは、世界のイノベーション・ホットスポット上位100に関する新しいランキングの開発でした。GIIが従来受け入れていた国の視点を補完するこの新しいランキングは、単一の市や隣接する複数の市に連結するイノベーションの集中地域に焦点を合わせています。新しいランキングは、国際特許出願書に記載されている発明者のジオコーディングされたデータ及び最先端のアルゴリズムを使用して、発明的活動のホットスポットを特定します。この分析は、世界規模でイノベーションのホットスポットを測定する最初の試みであり、新時代を切り開くことになります。それにもかかわらず、それはただ地方のレベルでイノベーション活動をよりよく把握することへの第一歩に過ぎません。WIPOは、今後数年間、この方面の研究の改善・拡大を目指します。

106. GIIを通して、WIPOはイノベーション・エコシステムの成功に貢献する要素について、国レベル及び国際レベルの両方で、議論の促進を支援します。WIPOはINSEAD及びコーネル大学とのパートナーシップの継続を予定しており、2018年版インデックスを編集するためにGII方法論を精緻化する作業を進めています。

官民パートナーシップ



2,600件の技術が 登録されたWIPO グリーンのデータベース

WIPO Re:Search を通じた127件の 研究協力が実現

76の言語を網 羅したABCの グローバル・ ブック・ サービス 107. 当機関は、いくつかの官民パートナーシップを運営し、成功を収めています。「17の持続可能な開発目標」に沿って、これらのパートナーシップから、当機関の使命を支える多くの重要な公共政策の進展のため、企業セクターや市民社会が専門知識を共有し、資金提供を行う可能性が生まれています。

アクセシブル・ブック・コンソーシアム(ABC)

108. アクセシブル・ブック・コンソーシアム(ABC)には作家、出版社、著作権所有者団体、図書館、DAISYコンソーシアム、国際視覚障害者教育協議会、サイトセーバーズ及び世界盲人連合が参加しており、アクセシブルな形式による出版物の国際交流、能力開発及び出版業界におけるアクセシビリティに関するベストプラクティスの採用の推進を目的としています。それはマラケシュ条約を補完し、その実施を支援しています。

109. ABCは2017年6月に設立3周年を迎え、この立ち上げ期間に素晴らしい成果を上げています。

110. ABCグローバル・ブック・サービスはアクセシブルな形式の書籍のグローバルなオンライン・カタログで、全盲、視覚障害、又はその他のプリント・ディスアビリティのある人々が利用する図書館に、アクセシブルな書籍を検索してリクエストする機能を提供しています。このサービスは国際的な図書館同士の技術的プラットフォームです。25の図書館がWIPOとの協定に調印して本サービスに参加しており、カタログには現在76を超える言語で36万タイトルの蔵書があります。

111. ABCは、開発途上国や後発開発途上国において、プリント・ディスアビリティのある人々のために活動する非政府組織、教育省及び商業出版社に対し、最新のアクセシブルな書籍の製作技術に関する訓練と技術支援を行っています。アルゼンチン、バングラデシュ、ボツワナ、インド、ネパール、スリランカ及びウルグアイの7カ国における能力開発プロジェクトを通じて、2017年末までにほぼ4,000タイトルのアクセシブルな教育書籍が各国の言語で製作されます。

WIPO Re:Search

33の稼働中の協定

4つの提案中の協定

127の加盟団体

118の協定が 実現

38の国

WIPO Re:Search

112. WIPO Re:Searchは、顧みられない熱帯病、マラリア及び結核のための医薬品の研究と開発を促進することによる、グローバルレベルでの健康改善を目的としています。バイオベンチャーズ・フォー・グローバルヘルス(BVGH)は、パートナーシップ参加団体の中の潜在的な協力者を結び付けて提携協定を成立させるという重要な役割を果たしています。

113. 設立後の5年間で、127の加盟団体の間で118件の提携を成立させるという成功を収めた後、2017年5月には2017~2021年までの「WIPO Re:Search戦略計画」が始まり、WIPO Re:Searchが引き続きその使命を果たしていくことが確認されました。本戦略計画にはお互いに緊密に関連する2つの目標があります。つまり、知的財産制度がイノベーションへの投資を促すよう機能することを実証し、顧みられない熱帯病、マラリア及び結核のための研究をさらに促進することです。本戦略計画は、WIPO Re:Searchのパートナーシップ・ハブ・アドミニストレーター、BVGH、WIPO Re:Search諮問委員会及びWIPO Re:Searchの127の加盟団体の間の広範囲な議論の結果決定しました。

ARDI(Access to Research for Development and Innovation)

114. ARDIは、科学、技術及び医学出版社とのパートナーシップで、開発途上国や後発開発途上国の個人や機関に科学技術刊行物を無償あるいはわずかなコストで提供することを目指しています。ARDIプログラムにおける科学技術刊行物のアクセシブルなコンテンツの量は増加し続けており、雑誌、電子書籍及び参考文献の数はほぼ2万8,000点に達しています。登録された機関ユーザーの数も引き続き大きく増加しており、現在の登録機関数は900を超えています。コンテンツと登録機関数の増加と、「命の探求(Research4Life)」パートナーシップにおける積極的推進によって、次ページの表における過去12カ月間のログイン数が示す通り、ARDIの利用は堅調に増加しています。

ASPI(Access to Specialized Patent Information)

115. 商業特許情報プロバイダーとのパートナーシップにより、ASPIは開発途上国や後発開発途上国の個人や機関に、専門分野の特許及び技術データベースへのアクセスを提供しています。実際の利用者数は堅調に増加して46となり、登録機関数も96まで増加しました。

WIPOグリーン

116. WIPOグリーンは双方向の市場としての機能を果たすプラットフォームで、環境保全技術のイノベーションと普及を推進しています。WIPOグリーンは、技術及びサービス・プロバイダーと革新的なソリューションを模索する人々とを結び付けることによって、環境保全技術市場の透明性を向上させます。2017年7月までに、WIPOグリーンのパートナー団体数は80となり、2,600件の利用可能な技術がデータベースに登録され、結び付きを支援した件数は300件を超えました。

117. 仲介が引き続きWIPOグリーンの優先課題です。技術移転のためのネットワークの重要性を実証するために、モロッコ産業商業財産権庁(OMPIC)とフランス産業財産権庁(INPI)との協賛で、気候変動枠組条約の第22回会議(COP)において革新的中小企業展示会を開催しました。

ARDIへのログイン数、2016~2017年

July 2016	377
August2016	536
September 2016	665
October 2016	904
November2016	759
December 2016	478
January 2017	656
February 2017	748
March 2017	1,007
April 2017	856
May 2017	971
June 2017	755



WPO グリーンのデータベースには、現在2000の環境保全技術が登録されている。



写真 : Access to Water Foundation

118. WIPOグリーンの仲介活動は、ニーズの総合的な理解と信頼の環境を通して、いかにライセンス供与や技術移転が促進されるかの良い例となります。2017年6月に開催された「Innovate 4 Water」フォーラムは、このアプローチに基づいて進められました。水とトイレへのアクセスは持続可能な開発目標(SDG)の6(安全な水とトイレをみんなに)をめぐる複雑な難題であり、健康、農業及び食の安全といったいくつかの課題の中核です。WIPOが主催しWIPOグリーン・パートナーズ・ウォータープレナー(WIPO GREEN Partners Waterpreneurs)及びウォーターベント(Watervent)と連携して組織された「Innovate 4 Water」には、公的及び民間部門、市民社会、学界及び金融の専門家350名が集まりました。このイベントは地域的な効果を持つ水関連プロジェクトを遂行している組織を対象とし、彼らが出会い、結び付きそしてパートナーシップを構築することを可能にしました。

コミュニケーション



9,400万回のWIPO ウェブサイトの閲覧数

503件の 世界知的所有権 の日のイベントを 124カ国で実施 119. 当機関のサービス及び活動や知的財産権全般に関する情報を定期的に興味を引く方法で発信することは、引き続き当機関全体で対応すべき課題であり、それは広報部の専門家によるサービスによって支えられています。当機関は、本部訪問、伝統的な活字メディア及びデジタル・プラットフォームを組み合わせることにより、多くの人々に多様な言語で情報を伝えられるよう努力しています。

本部訪問

120. 当機関は学校、大学、企業及び市民による訪問を歓迎します。前回の総会以降、当機関は50団体、1,200名に対して本部での説明会プログラムを実施しました。

ニュースレター

121. WIPOの電子ニュースレターの配信プラットフォームによって、特定のトピックを扱う22のニュースレターを複数の言語で購読者に提供し、一般的な知識からPCT制度の動向まで幅広くカバーしています。これによってステークホルダーは、関心のある分野に関するWIPOからの最新のニュースや発表を効率的に受け取ることができます。前回の総会以降、本プラットフォームにより約870のニュースレターが発信され、購読者によってほぼ150万回開封され、WIPOウェブサイト上の別のコンテンツが約36万回クリックされました。

122. WIPOワイヤー(WIPO Wire)のニュースレターは、WIPOニュース、特集記事、ビデオ・クリップ及びリソース・ヒントをまとめて6つの国連公用語により隔週で伝えています。2015年半ばに立ち上げられたWIPOワイヤーは、現在175カ国以上の1万4,500名が購読しています。

123. WIPOマガジン(WIPO Magazine) は隔月に英語、フランス語及びスペイン語で発行され、1万8,000名以上が購読しています。このマガジンの昨年1年間のユニークビュー数は100万回以上となりました。2016年11月に我々は初めて中国語版を発行しました。これは上海市人民政府とWIPOが共催し、中国国家知識産権局(SIPO)の後援により上海で開催された「IP尊重意識醸成国際会議 – イノベーションと創造性の促進」のために製作した特別版でした。

@WIPOのTwitterフォロワー 数



ニュースレター 150万回の

ウェブサイト 9,400万回

オープン・アクセス 123の新たな

Flickr 130万回 の

YouTube 150万回の ビデオ再 生

WIPOワイヤー 1万4,500 名の 購読者

出版物

1,355の

WIPOマガジン 1万8,000名

出版物

本部訪問者数 1,200名



多数のイベントがWIPO本部で開催されました。





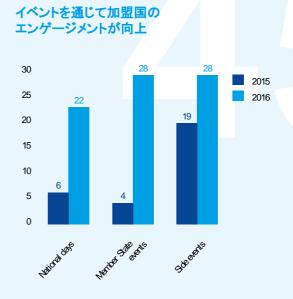


写真: WIPO / Martin

世界知的所有権の日

124. 「イノベーション – 生活の改善」をテーマに開催された2017年の「世界知的所有権の日」は、世界中で熱烈な参加がありました。500件を超えるイベントが124カ国で実施されました。これに対して2016年は121カ国で451件でした。今年のキャンペーンへの一般からの参加は過去最高となりました。86万4,600名を超える人々がFacebook経由で参加し(2016年比138%増加)、「世界知的所有権の日」ウェブページの閲覧数は9万9,940回(2016年比26.5%増加)となり、またTwitterによる参加は8,765件に上り、2016年比91%増加しました。キャンペーンのピーク時には、「#worldipday」のハッシュタグには1時間当たり最大1,000回のツイートがありました。

デジタル・チャンネル

125. WIPOはそのオーディエンスに情報を届けるため、様々なデジタル及びソーシャル・プラットフォームを利用しています。それは、主要な外部コミュニケーション・チャンネルであるWIPOウェブサイト、Twitter、Facebook、YouTube及びFlickrなどです。WIPOウェブサイトの閲覧数は9,400万回です。そのポータル・ページは、新しいアイテムの特定とナビゲーションを容易にし、視覚的訴求を改善するためリフレッシュされました。ABC、財務及びマドリッドなどのいくつかのサブサイトは、総合的マーケティング・キャンペーンの一環として改良され、新しいコンテンツが追加されてナビゲーションがさらに容易になりました。2016年10月に、新しい紹介ビデオである「3分でわかるWIPO」を6カ国語で公開し、YouTubeとWIPOウェブサイトで合わせて2万6,500回視聴されました。Twitterでは、4万5,900人のフォロワーがWIPOのメッセージに対して非常に高いエンゲージメント率を示していて、2016年10月1日以降、インプレッションは約647万回、リツイートは1万9,605回、いいねは1万7,935回に上っています。WIPOのFlickrサイトは引き続きWIPOのイベントやステークホルダーに関する広範囲の写真を提供し続け、過去1年間で新たにほぼ130万回表示されました。WIPOのYouTubeチャンネル上のWIPOのビデオは150万回再生されました。

出版物とオープン・アクセス

126. WIPOのオンライン出版物プラットフォームによって、利用者は1,355以上のWIPOの出版物及び情報製品に含まれる知識を検索し、利用することができます。前回の総会以降、これらの参考文献は30万回以上閲覧されています。WIPOの出版物は引き続きすべてオンラインで無料ダウンロードすることができ、オンデマンド印刷サービスを利用してハードコピーを購入することもできます。

127. オープン・アクセスに関する政府間組織ワーキング・グループを代表して、クリエイティブ・コモンズとCC-IGO 3.0に基づく一連のライセンス供与に関する交渉を行った結果、WIPOは2016年10月にオープン・アクセス・ポリシーを採択しました。それ以降当機関は、CC BY IGOライセンスに基づき123件の出版物をリリースしました。これにより、オンライン・ユーザーは、WIPOのコンテンツを許可なく複製、配布又は改作できることになりました。さらに、アクセシブル出版憲章(Charter for Accessible Publishing)に署名した団体として、前回の総会以降、WIPOは主要ドメインにおいて約束したアクセシビリティの運用を開始しました。マラケシュ条約に関連したすべてのWIPO出版物は、視覚障害又はその他のプリント・ディスアビリティを持つ人が利用できるようフォーマットされ、6つの国連公用語で作成されています。



世界知的所有権の日を祝った国及びイベントの数





IP尊重意識の醸成

IP尊重意識の醸成に対するWIPOのアプローチは、加盟国やその他のステークホルダーの間の情報交換を促進することに重点を置いています。具体的には、法制面や能力開発に関する支援の提供及び他の国際機関との共同活動への協力です。

エンフォースメント諮問委員会は、引き続き知的財産権の行使及びIP尊重意識の醸成に関する政策対話のための関連フォーラムとしての役目を果たします。社会経済上の利益と開発に向けた課題を考慮に入れながら、グローバリゼーションやデジタル化から生じる知的財産権保護における課題や脆弱性に対応していきます。

WIPOのIP尊重意識の醸成に係る能力開発活動は、その重要性と有用性によって、参加者から引き続き高い評価を得ています。特に司法関係者との交流に重点が置かれました。裁判官のための会議を開催し、当機関が作成した4カ国語によるカスタムメイドの事例集が大きな効果を上げました。さらに韓国の信託基金の支援を受けて、WIPOは、模倣品や海賊版に対する消費者の考え方の評価や、意識向上キャンペーンの効果測定に使用するための調査用ツールキットを開発しました。

アドミニストレーション及びマネジメント



200以上の 会議及び イベントを 開催

128. アドミニストレーション・アンド・マネジメント・セクターは、事務局が機能するためのサポート・サービスと体制を提供し、財務、計画実績管理、リスク・マネジメント、調達、旅行、会議サービス、言語、施設、セーフティ及びセキュリティを担当しています。加えて、別々に開発され管理されているインターネット環境に共通する中央情報通信技術サービスを担当しています。その対象は、PCT、マドリッド制度、ハーグ制度、調停仲裁センター及びグローバル・インフラストラクチャー・セクターの多くのデータベース、プラットフォーム及びツールです。当機関の対外的サービスに比べるとあまり目立つことはありませんが、これら管理部門のサポート・サービスはすべて、当機関の運営になくてはならないものです。

旅行

129. 当機関は、インターネット・ツールを利用することで取引手数料を削減し、より安価な運賃を選ぶことが可能となり、3年連続で旅費を削減しました。

旅費、2014~2016年

	Average	Average	Total
	service fee	ticket fare	travel expenditure
Year	(CHF)	(CHF)	(CHFmillions)
2014	119	1,598	20.3
2015	95	1,481	21.4
2016	92	1,315	18.6

調達

130. 近年調達部門の作業負荷は、量、複雑性ともに増加しています。これは事務局のスキル・ベースの補完のために専門的なサービスを利用し、またニーズを満たすために柔軟な調達を利用したことによるものです。2016年に当機関が調達した商品及びサービスの額は1億80万スイスフランでした。

131. 調達体制に対しては、昨年当機関のいくつかの監視団体による監視の下、レビューと変更が行われました。計画・予算委員会が2017年7月の第26回会合で変更を検討し、2017年の総会にその採択を勧告しました。

132. 当機関は引き続き調達における他の国際機関との協力を強化しています。現在 総調達額の6.7%が制度全体での協力による影響力の恩恵を受けています。当機関は また、戦略上重要な供給業者に対する供給業者実績評価プログラムを実行に移しました。 2016年には、戦略的に重要な供給業者の52%が年次評価の対象となりました。これは戦略的に重要な供給業者に対する総支払額の87%をカバーしています。

翻訳と多言語主義の推進

133. 新しい言語ポリシーが2011年に採択され、6つの国連公用語すべてが対等に扱われることになりました。2012年1月から開始された同ポリシーの5年間の段階的実施計画に従えば、この2年間の終わりまでに6言語への対応が総会、計画・予算委員会、常任委員会及びワーキング・グループのすべての会合に拡大されている予定です。実施は順調に進んでいて、時宜にかなった質の高い翻訳が提供されており、それによる経費の増加は許容範囲の上限に収まっています。

134. 当機関内で行われる翻訳の量は膨大であり、会合や会議だけではなく、PCT、マドリッド制度及びハーグ制度の専門的な翻訳サービスにも対応しています。我々は引き続きこれら多くのサービスに共通する一連の技術の確立と、効率性、生産性及び品質の向上のため機械翻訳を最大限利用することに尽力します。

施設及び会議

135. 我々は、コストのかかる全面的な改築を回避するため、WIPOキャンパスをピークの状態に維持すべく、努力を続けています。昨年、エネルギー効率の向上とより適切な設備の確保のため、医務室、社会福祉オフィス、授乳室、医療保険会議室、オンブズマン・オフィス、瞑想部屋及び旅行代理店のすべてをリフォームしました。

136. 2016年10月~2017年の総会までの間に、130回(延べ約285日)のWIPO会合が我々のジュネーブの施設で行われました。利用者の95%が、彼らが受けた会議のサービスについて「良い」又は「素晴らしい」と評価しました。WIPOの会議設備には、政府間組織から民間企業や高校生のための国際模擬国連まで、外部ユーザーからの大きな需要があります。WIPOの貸し出しポリシーは、我々の最先端技術を用いた設備の利用を最適化し、その恩恵を可能な限り加盟国や国際及び地域コミュニティーと共有することを目指しています。



セーフティ及びセキュリティ

137. 職員、情報及び物的資産のセキュリティは引き続き我々の重点課題です。柔軟な調達ポリシーに沿って外部のサービス・プロバイダーの利用を増やしたことに伴い、2016年にサービス・プロバイダーのセキュリティ・リスクの管理のためのポリシーと手続きを制定し実施しました。情報セキュリティの脅威に対する職員の意識向上の取り組みを引き続き行っており、セキュリティ意識向上のための受講必須研修を開始し、悪意のある行為を検知して適切に対応できるよう職員を訓練することを目的とした模擬フィッシング・キャンペーンを複数回実施しました。WIPOのグローバルIP制度に関する国際情報セキュリティ認証(ISO/IEC 27001)は、4年目も問題なく維持され、認証の範囲は調停仲裁センターまで拡大しました。我々はまた、技術面のセキュリティ管理の実施により情報セキュリティ態勢を強化しました。それには機密性の高いICTシステムのロジカル・セグメンテーションや、サーバーやワークステーションにおける悪意ある行為のリアルタイム検出が含まれます。

138. 欧州におけるセキュリティ脅威環境の変化に対応して、厳重な入館手続きと抑止を目的とした警備員の増員により、WIPO本部施設の周辺警備を強化しました。WIPO本部で開催された200以上の会議及びイベントは、大きな事件もなく無事に行われました。我々はまた、出張する職員、国内や海外で行われるWIPOの会議やワークショップ及びWIPOの外部事務所に対するセキュリティ・リスクを常に管理するため、脅威とリスク・サービスを設置しました。



外部事務所

139. 加盟国は2016年に、Guiding Principles Regarding WIPO External Offices (WIPO外部事務所に関する指針)に従い、2016~2017年の2年間にアルジェリアとナイジェリアにWIPOの外部事務所を開設することを決定しました。この決定により、WIPOはアフリカの地に初めて拠点を確立することになります。事務局は、2016年総会での決定を受けて、新たに開設するアルジェリアとナイジェリアの外部事務所が年内に活動を開始できるよう、両国政府とともに解決しなければならない様々な問題の解決に集中的に取り組んでいます。その取り組みの内容は、機能やセキュリティ面で国連システムやWIPOの基準に合致した適切な施設の特定や、必要な特権や免責事項をWIPOの職員や施設に拡大適用することなどです。こうした活動は大きな進展を見せ、2017年総会では調整委員会によってHost Country Agreements for the new External Offices(外部事務所新設に関する受入国の合意事項)について検討する予定です。

140. WIPOの既存のリオデジャネイロ事務所(ブラジルを管轄)、北京事務所(中国を 管轄)、東京事務所(日本を管轄)、モスクワ事務所(ロシア連邦を管轄)、及びシンガ ポール事務所(東南アジア諸国連合(ASEAN)を管轄)は引き続き、目覚ましい成果を 上げています。WIPOのブラジル事務所は、業界団体などの利害関係者への関与の 範囲を拡大し、知的財産の重要性について幅広い啓発活動を行っています。WIPOの 中国事務所は、全国の各省でWIPOのグローバルIPサービスに関する様々なプロモー ション・イベントを開催しました。こうしたイベントは、PCT及びマドリッド制度に基づく申 請件数が2016年と2017年年初来で2桁の増加となったことに寄与しました。日本が 2015年にハーグ制度に加盟したことを受けて、WIPOの日本事務所は潜在的な利用 者を対象とするハーグ制度のプロモーション活動に力を注ぎました。日本からの申請 件数に反映される同システムの利用水準は目覚ましい上昇となりました。WIPOのロシ ア事務所は、ハーグ制度への加盟案に関するロシア連邦の要請について助言と支援 を提供しました。マラケシュ条約の加盟に向けた取り組みについても同様の支援がロシ ア政府に提供されています。WIPOのシンガポール事務所はASEANのWIPOサービ ス・センターとして、ASEANのIP協会の創立円卓会議など、様々なイベントを通じて WIPOのサービス、ツール、及びプラットフォームを幅広く宣伝しました。こうしたことを含 む関連のイニシアティブは、ASEAN IP Rights Action Plan 2016-2025 (ASEAN知的 財産権アクション・プラン2016~2025)の遂行に寄与しました。

141. 今後は、WIPO外部事務所網を2019年までに最大11カ所に拡大するという 2015年総会での加盟国による決定を受けて、WIPOの外部事務所文化の醸成に 引き続き重点的に取り組みます。前述したように、この点に関しては、本部と各事務 所間をシームレスに結ぶITの接続、各事務所との定例ビデオ会議、常時更新され るウェブページ、事務所からの隔月の報告を通じて大きく進展しています。こうした 熱心なイニシアティブはネットワーク全体の一貫性と効果の向上につながりました。 これは近い将来に予定されている外部事務所の増設において重要です。

内部監視

142. 内部監視部門は15の監視報告書を発行し、合計60項目の提言を行いました。 そのうちの8%は当報告期間中に実施されました。これらの報告書には、6つの監査報 告書、3つの継続監査覚書、3つの評価報告書、及び調査活動の結果に基づき、便益、 権利、職員配備の管理における内部統制を向上させる提言を示す3つの Management Implication Reports (管理関連問題報告書)が含まれています。

143. 独立諮問監視委員会(IAOC:Independent Advisory Oversight Committee) 及び加盟国は協議の結果、WIPOのシニア職員に関する取り調べ事案が生じた場合に従う手順を明確に定める条項を追加して、WIPO内部監視憲章(IOC:Internal Oversight Charter)を改定しました。この変更は内部監視部門調査方針(Internal Oversight Division Investigation Policy)の改訂版である調査マニュアル及び報告公開方針(Investigation Manual and Report Publication Policy)にも反映されています。



外部事務所は、若い発明家のためのコンテストの開催などによって、知的財産をより幅広く 啓発する上で欠かせません。

人材



120カ国から 集まった職員

144. 多様性、柔軟性、俊敏性、及びワークライフ・バランスは、この12カ月も引き続き人材に関するイニシアティブと活動の中心テーマとなりました。

145. 多様性は組織の独創性と生産性を支える柱です。加盟国が過去最高の120カ国に達したことは現在のWIPO職員にも反映されており、WIPOの歴史上、最も地理的な多様性に富んだ職員構成となりました。職員の地理的構成比率は引き続き改善され、かつては専門職及び上位層の職員の半数以上を占めていた西欧の割合は46.8%に低下し、それを補完する形で他地域の職員の割合が増加しています。

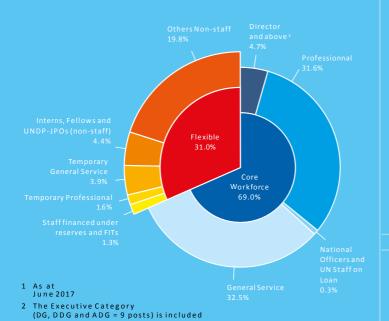
146. ジェンダー・バランスの向上も多様性の進展を示す指標の1つです。女性はWIPOの職員の半数以上に上り、上位職の30%近くを占めており、この3年間における当機関の意思決定の役割への女性の関与拡大傾向を下支えしました。しかし、未だ道半ばです。WIPOはすべての職階における男女平等の実現に向けて真摯に取り組んでいます。UN System-Wide Action Plan on Gender Equality and the Empowerment of Women(UN-SWAP)における15の達成度指標のうち、WIPOは2012年の開始以来、40%を達成し、50%が完了に近づきつつあり、未だ対処していないのは10%を若干上回るのみです。ジェンダーをWIPOのプログラムと活動の中心に据える動きも加速しています。ジェンダーに関するデータを追跡することは、IPにおける傾向の記録において重要な役割を果たしています。例えば、2016年にはWIPOアカデミーの通信教育コースに過去最高となる2万5,000人の女性が参加しました。通信教育コースが最初に提供された20年前に女性の参加者がわずか26人だったことに比べると、飛躍的な進歩です。現在では、女性は年間登録者全体の半数以上を占めています。

147. 若い有能な人材への投資も重点分野の1つです。若い人材は変化やイノベーションをより積極的に受け入れる職場環境の構築に貢献します。IT、IPをはじめWIPOのプログラムや活動に関連する分野における若く有能な専門家の機会を広げるため、初心者レベルのP1グレードの職位を創設しました。WIPOのインターンシップ・プログラムは若い大学卒業者の大きな関心を集めています。選出されるインターンは年間50名前後と比較的少数ですが、2016年10月に発表された直近の職務には1,500人以上の応募者が登録しました。近年は、訴訟事件の管理、翻訳及び専門用語、グローバルIT制度での審査、先住民コミュニティー、経済及び統計の調査、さらに直近では人工知能といったより専門的な分野を対象とするフェローシップ・プログラムも創設されています。

148. 様々な観点が職場に反映されるよう、多様性は他の要素も網羅しています。受容性に関するWIPOのポリシーは障害を持つ人も対象とし、性的指向や性同一性の多様性もサポートしています。

WIPO Workforce

WORKFORCE AT A GLANCE 1



Other Non-staff	303
Interns, Fellows and UNDP-JPOs (non-staff)	68
TemporaryStaff	84
StaffFinanced under Reserves and FIT	20
RegularStaff	1,059

WIPO WORKFORCE PRODUCTIVITY Productivity continues to increase



2014

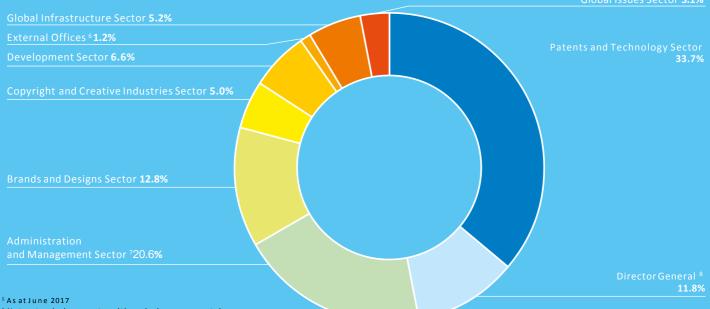
1,007

3 Data covering the first six months of 2017 may not be representative of the entire year. During the first half of 2017, the Madrid System processed an exceptionally high number of registrations and renewals, which are the two transactions used to calculate the productivity of the Madrid System.

(Regular Staff)

DECREASING **STAFF** 68.7% COSTS 67.5% Percentage 66.6% 65.5% of staff costs in WIPO's budget 4 64.5% 4 Source: WIPO's financial systems - As at June 2017

STAFF BY SECTOR 5



⁶ Not a stand-alone sector although shown separately; these offices fall under either the Office of the Director General, the Brands and Designs Sector, the Global Issues Sector or the Global Infrastructure Sector (there is no double-counting)

⁷Office of the Assistant Director General, Information and Communication Technology Department, Conference and Language Department, Procurement and Travel Division, Department of Program Planning and Finance, Safety and Security Coordination Service and Premises Infrastructure Division

8 DG Front Office, Office of the DG, Office of the Legal Counsel, Human Resources Management Department, Economics and Statistics Division, Internal Oversight Division, Office of the Ombudsperson, Department for Transition and Developed Countries, WIPO Ethics Office 多様性の充実は、価値重視の洞察、より完全かつ思慮に富んだ斬新なアイデアの 創造、そして最終的に戦略的な意思決定、啓発されたリーダーシップ、革新的なパ フォーマンスにつながる可能性があります。

149. WIPOは引き続き、職員の構成の柔軟性を高め、中核的な長期の雇用契約と柔軟性に富んだ短期の契約とのバランスを図ります。こうしたポリシーは、急速に進化する外部環境に素早く順応し、需要の変化に適応する当機関の能力を高めます。労働力の大半を占める要素である当機関の職員は、プログラムの持続的な遂行と生産性を支える安定した中核的要素です。人材の選別、職員研修及び能力開発は事業のニーズに整合させ、目的にかなった人員の配備、処理能力、時代に則したスキルにより、将来に向けたWIPOの態勢を整えます。国連の6つの公式言語と4つのPCT公開言語(ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語)の語学研修は、職務上の必要性に応じて、職員を対象に実施されます。このほかにも効果的なコミュニケーションや管理スキルの強化などの研修も継続的な職員育成の一環として実施されます。

150. ワークライフ・バランスは職員の健全な生活のために不可欠です。ワークライフ・バランスを達成するには効果的な時間管理が重要な鍵となります。WIPOの時間管理ポリシー及び慣行の改定は近々完了し、変更点は2018年1月に導入される予定です。自己責任と管理者責任、信頼及び職業倫理の原則に基づく新しい時間管理システムは、柔軟な勤務形態を含み、職員が生産性と業績の目標を達成し、個人と家庭の義務に対応できるよう、職員と監督者が個人とチームの就労時間を管理するためのツールです。

151. 顧客志向のサービス向上と業務効率の最適化を目的として、人事制度及びプロセスを大幅に向上させました。特に、使いやすいセルフサービス機能に基づくペーパーレス化したプロセスへの移行をさらに進展させました。

152. 組織の効率性と生産性向上の達成に誰もが誇りを持ち、多様性が促進され、独 創性が重んじられ、組織の目標を達成し、職員の幸福な生活をサポートする職場の醸 成に貢献した職員をたたえ、感謝の意を表します。



世界知的所有権機関 34, chemin des Colombettes P.O. Box 18 CH-1211 Geneva 20 Switzerland

電話: + 41 22 338 9111 FAX: +41 22 733 54 28

WIPO外部事務所の問い合わせ先は ウェブサイト www.wipo.int/about-wipo/en/offices/ をご参照ください。 © WIPO, 2017



表示3.0 IGOライセンス (CC BY 3.0 IGO)

CCライセンスはこの出版物の非WIPO コンテンツには適用されません。

WIPO出版番号: 1050JP/17 ISBN 978-92-805-2902-9